防犯指針

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例

防犯指針

平成18年11月

広島県

平成18年11月

防犯指針

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例

広島県

はじめに

1 防犯指針の策定の趣旨

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例（平成１４年広島県条例第４８号。以下「条例」という。）の規定に基づき，平成１５年１２月に，「道路，公園，駐車場及び駐輪場に関する防犯指針」及び「住宅の用に供する建築物に関する防犯指針」を定めました。

しかし，その後も本県をはじめ，全国的に子どもが被害者となる凶悪事件が相次いでいることなどから，平成１８年７月には，柱の一つに子どもの安全確保を加える条例の一部改正を行ったところです。

この条例改正等に伴い，これまでの防犯指針を見直すとともに，「子どもの安全確保に関する防犯指針」を新たに策定しました。

これらの指針を踏まえて犯罪の防止に配慮した環境の整備，その他の安全・安心を支える地域づくりを進めることにより，「犯罪が起こりにくい広島県」を実現しようとするものです。

指針の名称	根拠規定	指針の内容
子どもの安全確保に関する防犯指針	第１２条	○安全教育の充実 ○学校等における安全の確保 ○通学路等における安全の確保 ○子どもが利用する事業所等及び交通機関における安全の確保
道路，公園，駐車場及び駐輪場に関する防犯指針	第１７条	○犯罪の防止に配慮した道路の普及 ○犯罪の防止に配慮した公園の普及 ○犯罪の防止に配慮した駐車場の普及 ○犯罪の防止に配慮した駐輪場の普及
住宅の用に供する建築物に関する防犯指針	第２１条	○犯罪の防止に配慮した共同住宅の普及 ○犯罪の防止に配慮した一戸建て住宅の普及

2 指針の性格等

（1） 性格

これらの指針は，条例の規定に基づき，子どもの安全確保のほか，道路，公園，駐車場及び駐輪場，住宅の防犯性の向上を図るための方策を示すものです。

それぞれの指針は，その対象となる施設の設置・管理者，その他事業者等に対し何らの具体的な義務を負わせ，又は規制を課すものではなく，自発的な取組みを促すものです。

（2） 見直し

これらの指針は，社会状況の変化や技術の進展などを踏まえ，必要に応じて見直すものとします。

子どもの安全確保に関する防犯指針

第１　総則 …… 2
1 目的 …… 2
2 基本的な考え方 …… 2

第２　具体的な方策 …… 3
1 安全教育の充実 …… 3
(1) 家庭における安全教育
(2) 学校等における安全教育
(3) 地域における安全教育
2 学校等における安全の確保 …… 9
(1) 学校等における安全管理のための校内体制の整備や研修等の充実
(2) 学校等における安全管理対策
(3) 子どもの保護者，地域住民及び警察署等との連携
(4) 緊急時における対応
3 通学路等における安全の確保 …… 12
(1) 子どもの見守り活動の促進
(2) 通学路等の安全点検等
(3) 安全な通学路等環境の整備
4 子どもが利用する事業所等及び交通機関における安全の確保 …… 15
(1) 従業員等に対する安全意識の高揚
(2) 子どもの安全確保に配慮した環境の整備
(3) 子どもの保護者，地域住民等との連携
(4) 緊急時における体制の整備

道路，公園，駐車場及び駐輪場に関する防犯指針

第１　総則 …… 20
1 目的 …… 20
2 基本的な考え方 …… 20
(1) 監視性の確保
(2) 領域性の強化
(3) 接近の制御
3 指針の対象 …… 21
4 参考 …… 21

第２　具体的な方策 …… 22
1 道路 …… 22
(1) 歩道と車道の分離
(2) 見通しの確保
(3) 照度の確保
(4) 地下道等における非常ベル，防犯カメラ等防犯設備の設置
2 公園 …… 24
(1) 見通しの確保
(2) 公園周辺における避難場所・通報場所の確保
(3) 公園内における非常ベルの設置
(4) 照度の確保
(5) 公衆便所における非常ベルの設置及び照度の確保
3 駐車場 …… 27
(1) フェンス，さく等による外部との区分
(2) 見通しの確保
(3) 照度の確保
(4) 管理人の配置及び防犯カメラの設置等による管理体制・防犯体制の整備
4 駐輪場 …… 28
(1) フェンス，さく等による外部との区分
(2) 見通しの確保
(3) 照度の確保
(4) チェーン用バーラック，サイクルラック等の設置
(5) 管理人の配置及び防犯カメラの設置等による管理体制・防犯体制の整備

住宅の用に供する建築物に関する防犯指針

第１　総則 …… 32
1 目的 …… 32
2 基本的な考え方 …… 32
（1）監視性の確保
（2）領域性の強化
（3）接近の制御
（4）被害対象の強化・被害の回避
3 指針の対象 …… 34
4 その他 …… 34
（1）検討事項の分類
（2）参考

第２　具体的な方策 …… 35
1 共同住宅 …… 35
（1）敷地内の配置および動線
（2）共用部分
（3）住戸部分
2 一戸建て住宅 …… 47
（1）敷地内の配置および動線等
（2）住戸部分
（3）その他

参考資料

● 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例 …… 52
（平成１４年１２月２０日条例第４８号）
● 「地域まるごと　子ども見守り」緊急アピール …… 56
（平成１７年１２月２日付け　広島県知事 他）
● 「地域まるごと　子ども見守り」推進アピール …… 57
（平成１８年７月５日付け　広島県知事 他）
● 広島県防犯駐車場審査基準（社団法人広島県防犯連合会） …… 58
● 防犯マンション審査基準（社団法人広島県防犯連合会） …… 59

子どもの安全確保に関する防犯指針

第１　総則

１ 目的

この指針は，条例第１２条の規定に基づき，子どもの安全教育を充実させるための方策並びに「学校等（※１）」，「通学路等（※２）」及び「子どもが利用する事業所等（※３）及び子どもが利用する交通機関」における防犯上の方策を示すことにより，子どもの安全確保を図ることを目的とする。

２ 基本的な考え方

（１） 子どもの安全を確保するため，子どもの保護者，地域住民，事業者，民間の関係団体，学校等，行政等様々な主体が協働・連携して，地域ぐるみで子どもを守り育む取組みを行うものとする。

（２） この指針は，関係法令等に照らし，子どもの発達段階，学校等の状況その他地域の実情等に応じて運用するものとする。

※１　学校等
学校又は児童福祉施設等をいう。

※２　通学路等
子どもが通学，通園等の用に供している道路及び利用する公園，広場等をいう。

※３　子どもが利用する事業所等
商業施設，スポーツ施設，遊戯施設，学習施設等子どもが利用するすべての事業所，店舗等をいう。

第２　具体的な方策

１ 安全教育の充実

学校等の設置・管理者，子どもの保護者，地域住民，民間の関係団体及び関係機関は，子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための教育及び犯罪を起こさないようにするための教育を行うよう努める。

なお，ここでは，家庭，学校等及び地域に分けて，それぞれが行う安全教育について掲げているが，子どもの発達段階等を考慮し，必要に応じて，相互に連携しながら繰り返して行うことが大切である。

（１） 家庭における安全教育

幼児期から，食事や団らんの場などを通じて，身近なところに様々な危険が潜んでいることを理解させるとともに，犯罪被害に遭いそうになったときの対処方法について話をするなど，家庭における安全教育を行うよう努める。

ア　犯罪が起こりやすい場所を予測する能力の育成

通学路等日ごろから子どもが利用する場所を子どもと一緒に見て歩き，犯罪が起こりやすい場所を予測する能力を身に付けさせる。

犯罪が起こりやすい場所

犯罪者にとって，接近の妨げとなる仕切りなどがなく，犯罪者が怪しまれずに子どもに近づくことができる場所（領域性の低い場所）で，死角が多いなど周囲から犯罪行為が見えない場所（監視性の低い場所）が考えられます。

子どもに対して指導する場合に分かりやすく，「（だれもが）入りやすくて（だれからも）見えにくい」をキーワードに理解をさせることも一つの方法です。

また，安全と思われる場所であっても，夜間になると人通りが途絶えるなど，時間帯によっては犯罪が起こりやすい場所となる場合もあります。

公園
領域性：低い（入りやすい）
　　誰でも利用できる
監視性：低い（見えにくい）
　　木が茂り死角となる

駐車場
領域性：低い（入りやすい）
　　自由に出入りできる
監視性：低い（見えにくい）
　　塀や木が死角となる

イ　誘拐や連れ去りなどに遭わないための対処方法の指導

誘拐や連れ去りなど，子どもが被害に遭う可能性のある犯罪や場面を想定し，対処方法について指導する。

５つの約束

① 知らない人にはついていきません。

② だれかに連れていかれそうになったら「助けて」と大声で助けを呼びます。

③ 一人では遊びません。

④ 遊びにいくときは「どこで」「だれと」遊ぶのか，家の人に言って出かけます。

⑤ 友だちが知らない人に連れていかれそうになったら，大声で助けを呼びます。

いかのおすし

「いか」～知らない人についていかない

「の」　～知らない人の車にのらない

「お」　～何かあったらおおごえを出す

「す」　～何かあったらすぐ逃げる

「し」　～何かあったらすぐしらせる

子どもは学校等で，犯罪被害に遭わないための「５つの約束」や「いかのおすし」などを学んでいます。これらを家庭で話し合い，確認し合うことも大切です。

ウ　防犯機器の取扱いの指導

子どもが，誘拐や連れ去りに遭いそうになった時，確実に使用できるよう，防犯ブザー（注）など防犯機器の携帯方法，使用方法及び点検方法などを指導する。

ランドセルへの装着例

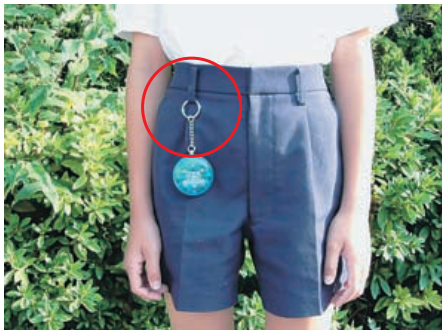

腰への装着例

（注）　防犯ブザーの性能基準が示されています。
（平成１８年１１月３０日，「子ども防犯ブザーに関する検討会議」経済産業省，警察庁，文部科学省等）
○音色　　高い周波数と低い周波数を繰り返す変動周期を持つこと
○音量　　８５ｄB以上とすること
○連続吹鳴時間　連続して吹鳴させた場合に，表示音量の９０％以上の音量が２０分間以上保てること
○操作性　　引き紐あるいは押しボタン等の操作は児童が容易に操作できること

エ　緊急避難場所の確認

子どもの避難場所となる交番や子ども１１０番の家（※４）等の場所を確認させる。

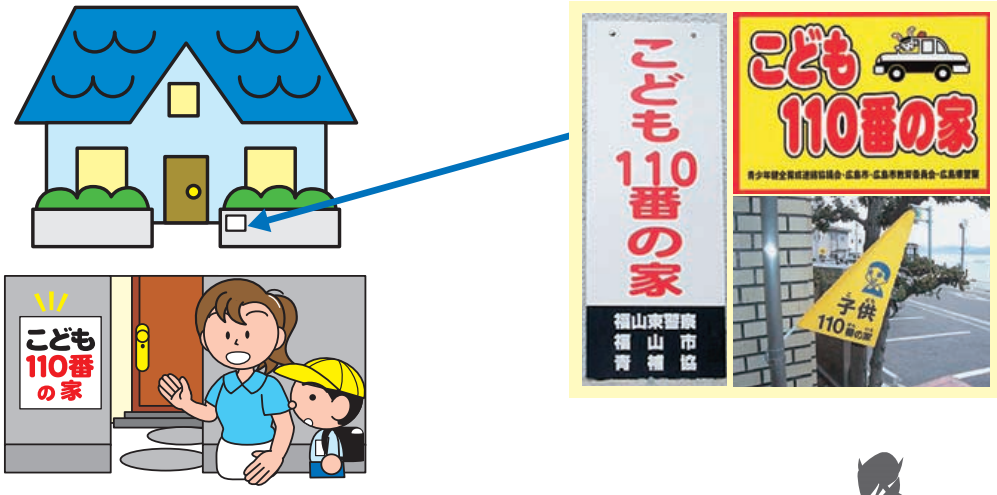

オ　命を大切にし，他人を思いやる心の育成

子どもが命の大切さを実感したり，他人の心や体の痛みを分かるなど，命を大切にし，他人を思いやる心を育む。

また，人を傷つけても，責任が問われないなど，テレビやゲーム等の仮想の世界と現実の世界との違いをしっかりと理解させる。

カ　規範意識の醸成

子どもと話をし，「我が家のルール」等を決め，みんなで守ることなどにより，ルールを守ることの大切さを理解させるとともに，物事の善悪を判断する力を身に付けさせる。

また，携帯電話やインターネットなどを利用する場合の情報モラル（※５）を身に付けさせる。

保護者自らが，子どもが学校等から持ち帰る連絡文を読むこと，インターネット等を活用して安全に関する情報を収集すること，あるいは地域で開催される防犯教室に積極的に参加することなど，安全に関する知識を高めることも大切です。

※４　子ども１１０番の家
子どもが犯罪の被害に遭いそうになった時に駆け込む緊急避難場所をいう。子どもを一時的に保護し，警察，関係機関，学校等，子どもの保護者に通報連絡を行っている。子ども１１０番の家には民家や商店などが参加している。

※５　情報モラル
情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度をいう。
（プライバシーの保護，著作権の尊重など）

（2） 学校等における安全教育

様々な機会を通じて，子どもに危険予測能力や危険回避能力，被害を最小限度に抑える対処方法を身に付けさせるとともに，社会規範を尊重する心を育成するよう努める。

ア　危険予測能力や危険回避能力の育成

（ア）地域安全マップづくり等を通じた指導

地域安全マップづくり等をさせることにより，子どもに実感を持って，犯罪が起こりやすい場所を認識させる。

地域安全マップづくり

地域安全マップとは，犯罪が起こりやすい場所（入りやすくて見えにくい場所）を調査し，その場所を地図上に示したものをいいます。

その作製過程を通じて，犯罪が起こりやすい場所を予測する力を身に付けることができるため，子ども自身が作製することが重要です。また，コミュニケーション能力の向上，地域への関心，非行防止，地域ぐるみの安全対策の推進などの効果もあり，県内でも取組みが進められています。

地域安全マップの作り方

事前学習

フィールドワーク

作製

発表

（イ）防犯教室の活用

学校等への不審者侵入時や登下校時に誘拐等に遭いそうになった場合の具体的な対処方法（指示に従い安全に逃げる，大声を上げる，交番や子ども１１０番の家に駆け込む等）について，子どもが参加・体験できる実践的な防犯教室を開催し，犯罪の被害に遭わないための知識や対処方法を身に付けさせるよう指導する。

イ　社会規範を尊重する心の育成

（ア）規範意識の向上

道徳教育等を充実させ，善悪の判断力を育成する。

ルールを守ることの大切さを指導するとともに，暴力行為やいじめ等の問題行動に対する指導を徹底する。

（イ）非行防止教室の活用

薬物乱用防止，犯罪防止，暴走族加入防止などの非行防止教室を開催し，規範意識を持って，社会の一員としての行動ができるように指導する。

（3）　地域における安全教育

地域の子どもは地域で守るという共通理解の下に，大人が積極的に子どもに関わる機会を増やす中で，子どもの安全意識を高めるなど，地域における安全教育を行うよう努める。

ア　地域でのあいさつの励行

地域ぐるみで，大人も子どもも，声を出して，お互いにあいさつをする。

あいさつには，地域の大人と子どもが顔見知りとなり，いつも大人に見守られているという安心感を子どもに与える効果も期待されます。

イ　子どもに対する指導・助言

大人が地域の子どもに関心を持ち，子どもを育む意識を持って，日常生活を通じ，危険な行為を注意したり，声をかけ合うなど指導・助言する。

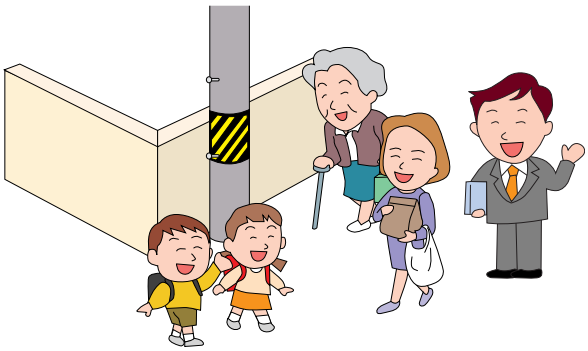

ウ　地域活動を通じた社会性の育成等

祭りや町内清掃，防犯活動などの地域行事に子どもを参加させる機会を増やし，その活動を通じて子どもの社会性の育成や安全意識の向上を図る。

トンネル内の落書き消し

エ　地域における啓発活動

防犯ポスターやステッカー等を公民館，集会所，自治会等の掲示板に掲示するなど，子どもの安全意識の啓発を図る。

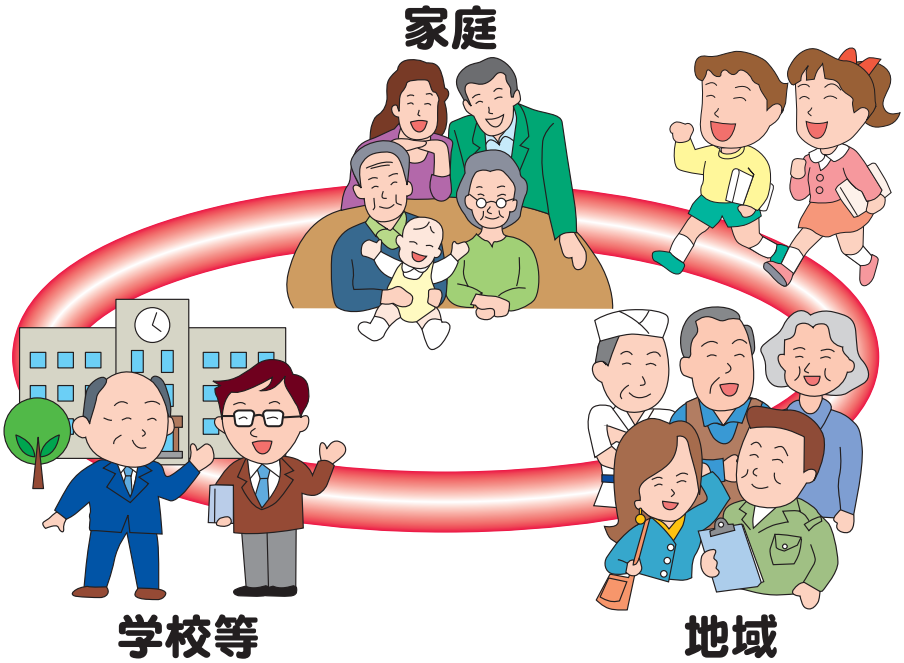

2 学校等における安全の確保

学校等において，子どもが安心して学び，生活できるよう，学校等の状況や地域の実情等に応じて，安全管理のための校内体制の整備や研修などを充実するとともに，施設や防犯機器などの点検整備を行うよう努める。その際，子どもの保護者，地域住民及び関係団体の幅広い協力を得て取組みを行うことが重要である。

（1） 学校等における安全管理のための校内体制の整備や研修等の充実

学校等の設置・管理者は，子どもの安全を確保するため，次のような取組みを行うよう努める。

○ 不審者侵入時の危機管理マニュアル（※6）等の策定及び点検
○ 子どもの安全確保についての教職員等の研修
○ 緊急時に備えた実践的な防犯訓練の実施

不審者侵入時の対応訓練

（2） 学校等における安全管理対策

学校等の設置・管理者は，学校等における安全管理対策を推進するため，必要に応じて，次のような取組みを行うよう努める。

ア 不審者の侵入防止対策

○ 登下校時以外の門扉の施錠等の措置
○ 出入口の限定
○ 不審者の侵入を禁止する旨の立札，看板等の設置
○ 来訪者の入口及び受付の明示並びに応接スペース等の設置
○ 来訪者に対する名簿への記入及び来訪者証の使用の要請
○ 来訪者への声かけ
○ 不審者の侵入を防止するための防犯設備の点検整備
○ 不審者の侵入の防止，死角の排除等を目的とした教室，職員室等の配置の検討
○ 教職員等による学校等の敷地内及び外周の巡回

立入り禁止の看板

来訪者証の着用例

※6 危機管理マニュアル
学校への不審者の侵入防止と侵入した際の子どもの犯罪被害の防止に焦点を当て，教職員等の役割分担を明確にし，日常の安全確保，学校周辺や地域における不審者の情報がある場合の安全確認，不審者の侵入防止，敷地や校舎内に侵入した場合の安全確保等，緊急の対応等について各学校が独自に作成するものをいう。

イ　施設及び設備の点検整備の実施

○　校門，囲障（※7），外灯，校舎の窓，校舎の出入口，施錠設備等の点検整備

○　死角の原因となる障害物の移動又は除去

○　避難の妨げとなる障害物の移動又は除去

○　警報ベル，ブザー等の警報装置，防犯カメラ等の防犯監視装置，校内緊急通話システム等の校内の連絡装置，警察等への非常通報装置等の防犯設備の点検整備

○　さすまたその他の防犯器具の点検整備

職員室に配置されたさすまた

（3）　子どもの保護者，地域住民及び警察署等との連携

学校等の管理者は，子どもの保護者，地域住民，民間の関係団体及び警察署等の関係機関と連携し，子どもの安全を確保するための体制の整備に努める。

ア　子どもの保護者，地域住民等との連携

子どもの安全に関する注意喚起の文書等を子どもの保護者や地域で共有できるよう配慮するとともに，地域住民に対してスクールガード（学校安全ボランティア）（※8）への参加を働きかける。

スクールガードの活動

イ　警察署等との連携

学校等から警察署・交番等へ子どもの登下校の時間，学校等行事などの情報提供を行い，警察官による学校等への巡回などについて協力を依頼する。

警察官による学校巡回

※7　囲障
敷地の境界線上に設けられた垣等をいう。

※8　スクールガード（学校安全ボランティア）
子どもの安全を確保するため，学校等の内外において見守り活動等を行うボランティアをいう。

（4） 緊急時における対応

学校等の管理者は，不審者が学校等の施設に侵入した場合，又は，学校等の近隣において子どもに危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合に，危機管理マニュアル等に基づき，

- ○ 子どもの避難誘導
- ○ 警察等への緊急通報
- ○ 子どもの保護者等への緊急連絡
- ○ 登下校の方法の決定
- ○ 近隣の学校等への情報提供

など適切な対応を行う。

不審者侵入時の避難訓練

集団下校

③ 通学路等における安全の確保

通学路等において，子どもが安心して学校等に通うことができるよう，地域の実情等に応じて，必要な取組みを行うよう努める。

（1） 子どもの見守り活動の促進

ア　地域全体で子どもを見守る活動の推進

学校等の管理者，子どもの保護者，地域住民及び警察署長は，通学路等の設置・管理者，事業者，民間の関係団体及び関係機関と相互に連携し，地域全体で子どもを見守る活動を推進するよう努める。

○　登下校時に合わせた子どもの見守り活動
○　買物等外出時を利用した子どもの見守り活動
○　防犯パトロール活動
○　あいさつ運動・声かけ運動

子どもの見守り活動

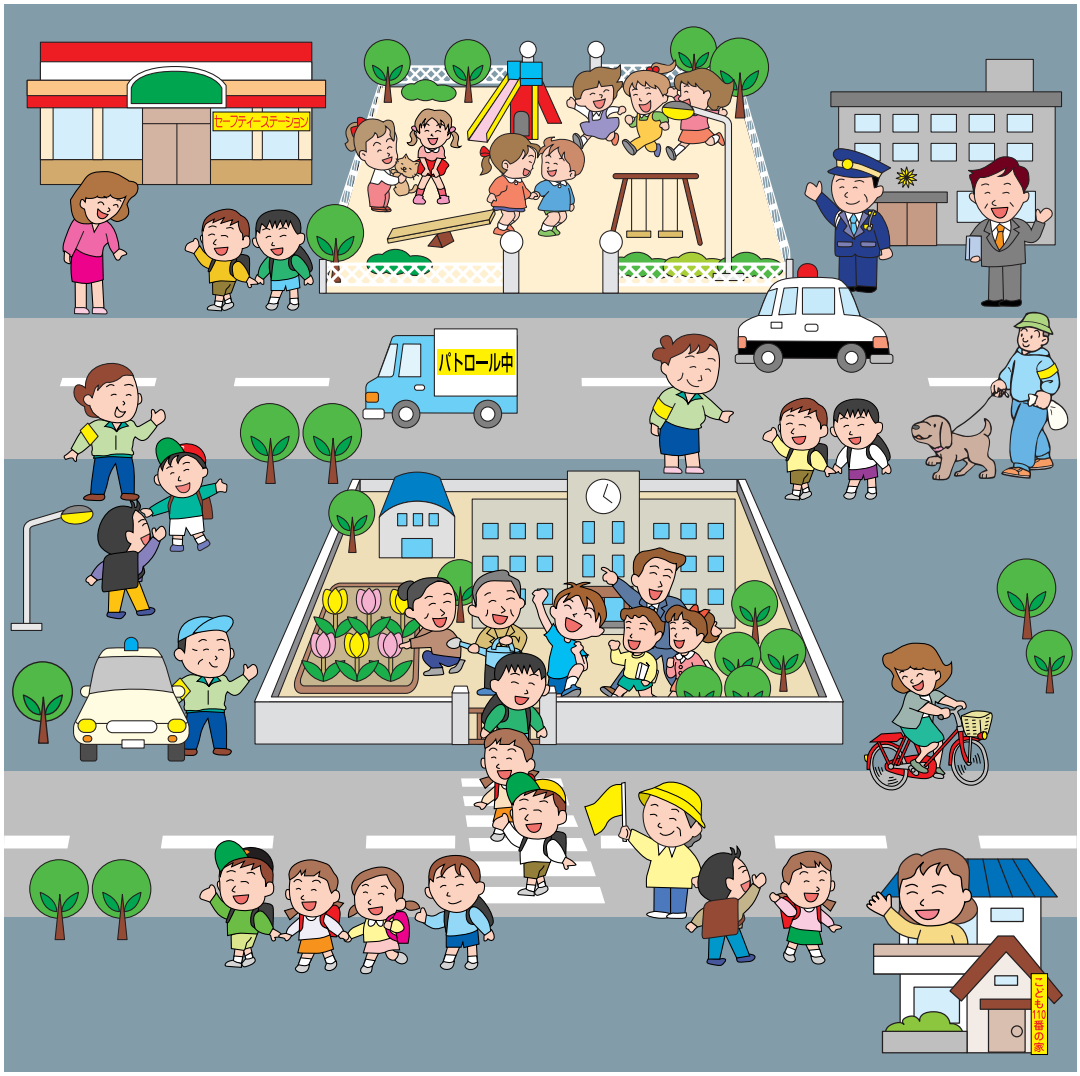

ポイント

気楽に・気長に・危険なく

子どもの見守り活動は，幅広い参加と継続して行うことが最も重要です。散歩や買い物の時間を利用するなど工夫して，一部の人に過度の負担とならないようにしましょう。

あいさつなどを通じて，地域の人々と触れ合いながら，気楽に，気長に，危険なく取り組むことが大切です。

イ　地域住民等との情報共有

学校等の管理者，警察署長等は，子どもの安全に関する情報を子どもの保護者，地域住民，自治会等地域の関係団体，事業者等にタイムリーに提供し，情報の共有化を図るよう努める。

ウ　子ども１１０番の家等の緊急避難場所の整備・充実

学校等の管理者，子どもの保護者，地域住民及び警察署長は，通学路等の設置・管理者，事業者，民間の関係団体及び関係機関と相互に連携し，子ども１１０番の家等やセーフティ・ステーション（※９）の整備拡充を図り，必要な情報を定期的に提供するなど運用の充実に努める。

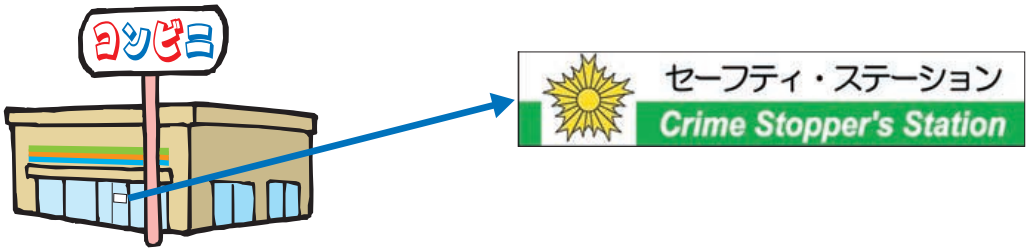

（2）　通学路等の安全点検等

学校等の管理者，子どもの保護者，地域住民及び警察署長は，通学路等の設置・管理者，事業者，民間の関係団体及び関係機関と相互に連携し，安全な通学路等を確保するため，次のような取組みを行うよう努める。

ア　定期的な通学路等の安全点検

通学路等及びその周辺の状況は，時とともに変化することから，定期的に点検を行い，必要に応じて通学路の見直しの検討を行う。

通学路点検

※９　セーフティ・ステーション
子ども・女性・高齢者などすべての人を対象とした一時的な保護，警察等への通報，地域安全活動や情報の発信などを行い，施設面においても防犯設備や管理体制が整備されており，地域の「安全・安心の拠点」となる場所をいう。現在，コンビニエンス・ストアや金融機関，公民館等が参加している。

イ　要注意箇所等の把握と周知

子どもに対する犯罪の発生が懸念される要注意箇所や警察署，交番・駐在所，子ども１１０番の家等の緊急避難場所を確実に把握し，地域安全マップづくりや子ども１１０番の家ウォークラリー（※10）等を通じて子どもに周知させる。

子ども110番の家ウォークラリー

ウ　関係者への協力要請

要注意箇所を把握した場合は，通学路等の設置・管理者に改善へ向けた協力要請を行う。

安全な通学路等の例示

○　道路，公園等において見通しが確保されている。
○　子ども１１０番の家等の緊急避難場所が設置されている。
○　歩道と車道がガードレール等により分離されている。
○　地下道等に非常ベル等の防犯装置が設置されている。

（3）　安全な通学路等環境の整備

通学路等の設置・管理者は，日頃から学校等の管理者や子どもの保護者，地域住民等の意見も聞きながら，通学路等の安全点検を行うとともに，「道路，公園，駐車場及び駐輪場に関する防犯指針」や「住宅の用に供する建築物に関する防犯指針」を踏まえ，必要に応じて，通学路等の安全な環境の整備に努める。

樹木のせん定による環境整備

※10　子ども１１０番の家ウォークラリー
子どもが歩いて地域の子ども１１０番の家等を実際にまわり，その場所や人を知る取組みをいう。

4 子どもが利用する事業所等及び交通機関における安全の確保

子どもが利用する事業所等や交通機関の設置・管理者等は，当該事業所等や交通機関を子どもが安心して利用できるよう，必要に応じた取組みを行うよう努める。

（1） 従業員等に対する安全意識の高揚

従業員等の安全意識の高揚を図るため，次のような取組みに努める。

- ○ 朝礼やミーティング等を活用した意識啓発
- ○ 研修の実施
- ○ 緊急事態を想定した防犯訓練の実施
- ○ 防犯マニュアル等の作成

朝礼による意識啓発

事業者団体主催による研修会

（2） 子どもの安全確保に配慮した環境の整備

事業所内等の見通しを確保するなど，子どもの安全確保に配慮した環境を整備するため，必要に応じて，次のような取組みに努める。

ア　従業員等の巡回と声かけ

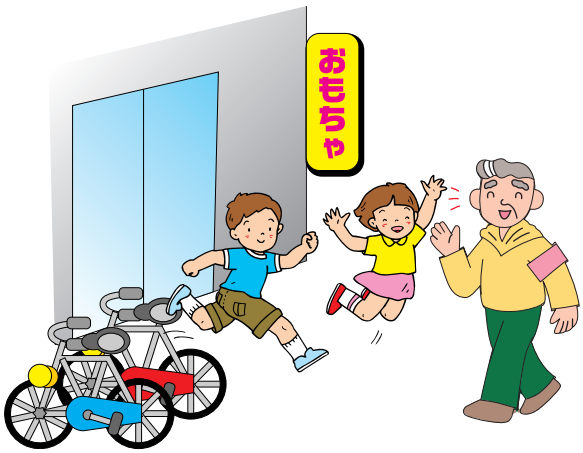

駐車場，駐輪場，屋上，トイレ，非常階段等は，人目に付きにくく，子どもが被害に遭いやすい場所であるため，特に注意し，巡回することが必要です。

イ　事業所内等の環境の改善

ゴミ箱や灰皿の管理の不徹底，ダンボール等の山積みや放置など，最初は，ささいな環境の乱れであっても，これを放置することで事件の発生を招くこともあります。
施設内の小さな乱れにいち早く対応することは，将来発生しうる犯罪を未然に防ぐ意味でも大きな効果があります。

ウ　防犯設備等の点検整備

- ○　防犯カメラ等の防犯監視装置
- ○　監視性の向上を図るための照明設備
- ○　警報ベル・ブザー等の警報装置
- ○　緊急時における事業所内等の通報連絡装置

（3）　子どもの保護者，地域住民等との連携

事業所等における子どもの安全が確保されるよう，子どもの保護者，地域住民等と連携した取組みを行うよう努める。

（4）　緊急時における体制の整備

防犯マニュアル等により緊急時における従業員等の役割分担を明確にし，子どもの一時的な保護や，警察等関係機関への通報等が，適切に行われる体制を整備するよう努める。

子どもを守る取組みの広がり

子どもの安全教育や子どもを守る様々な取組みを通じて，子どもだけでなく大人の安全に関する意識も高まります。また，こうした取組みを通じて子どもは地域の人々と関わり合い，地域を愛し，その地域で犯罪が起こることを許さない意識を持ち，様々な形で地域社会に参加するようになります。その中で大人と子どものつながりも一層深まり，地域の連携が図られてきます。

このような地域では，子どもが，地域とのつながりを大切にしながら成長し，将来，安全の担い手として，次の世代の子どもに安全への取組みを自然に伝えていくことが期待されます。

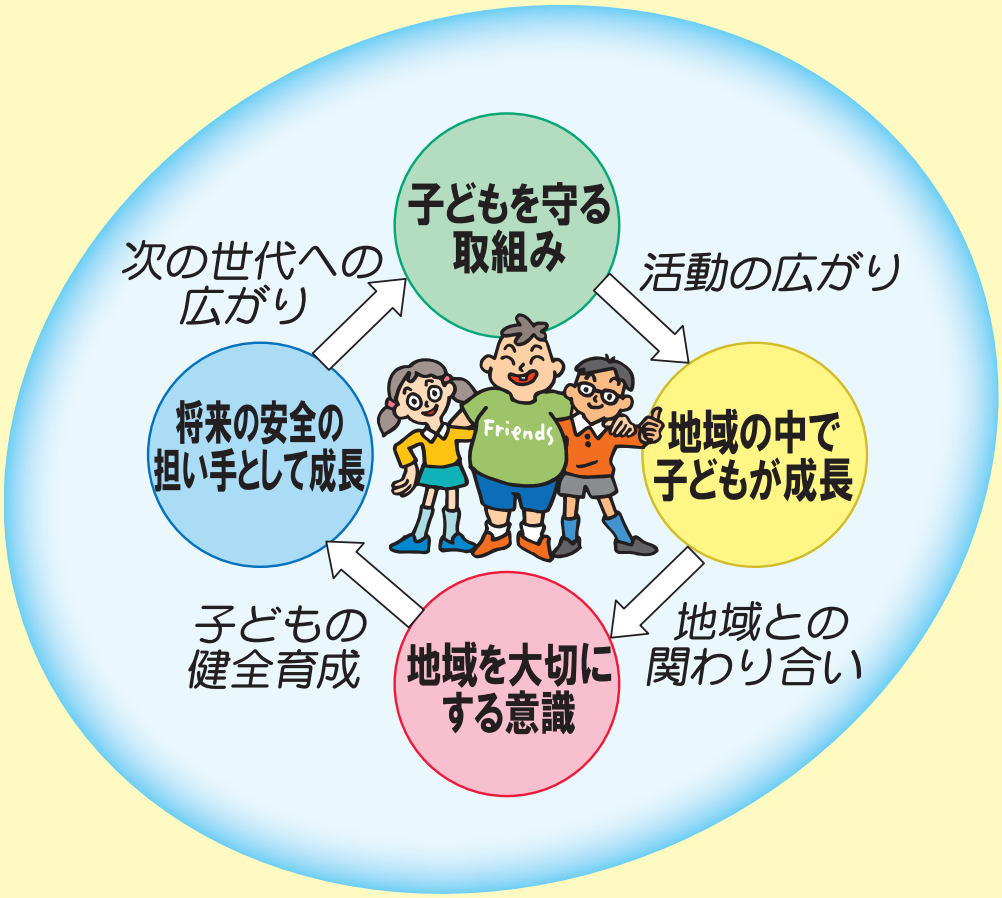

道路，公園，駐車場
及び駐輪場に
関する防犯指針

第１　総則

１ 目的

この指針は，条例第17条の規定に基づき，道路，公園，駐車場及び駐輪場（以下「道路，公園等」という。）について，犯罪の防止に配慮した構造，設備等に関する防犯指針を定め，これを踏まえた施設等を普及することにより，犯罪の起こりにくい環境づくりを進めることを目的とする。

２ 基本的な考え方

道路，公園等で発生する犯罪を防止するため，周辺地域の状況，時間帯による状況の変化等に応じて次の３点の基本原則から防犯性の向上のあり方を検討し，企画・計画・設計を行うものとする。

（1） 監視性の確保　～周囲からの見通しを確保する

なぜ？

○　周囲からの見通しが確保されることによって，犯罪企図者（※１）が近づきにくい環境が確保できる。

○　公共空間で不特定多数が利用する道路，公園等は，特に犯罪企図者が犯行を断念する環境づくりが必要である。

だから

道路，公園等に設置する植栽，フェンス等は，必要に応じて周囲からの見通しが確保できる種類，形態とする。

（2） 領域性の強化　～周辺居住者の帰属意識（※２）の向上，コミュニティ形成の促進を図る

なぜ？

○　周辺居住者の帰属意識が高まり，地域のコミュニティが盛んとなり，地域清掃活動等が活発に行われることにより，犯罪の起こりにくい領域を確保できる。

だから

道路，公園等における自主清掃活動など，地域の取組みを促進する。

※１　犯罪企図者
犯罪を行おうとする者をいう。

※２　帰属意識
住民がその地域を「我々のまち」として，愛着をもって大切にしていこうとする意識をいう。

（3） 接近の制御 ～犯罪企図者の接近を妨げる

なぜ？

○ フェンス，さく等を設置することなどにより，犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させることができ，犯行の機会を奪うことができる。

だから

被害対象者又は被害対象物に対する犯罪企図者の接近を妨げるため，必要な範囲において道路にガードレール等を設置する，駐車・駐輪場の出入口に管理人の配置等を行う，公園や駐車・駐輪場の外周にフェンス等を設置するなど，適切な方策をとる。

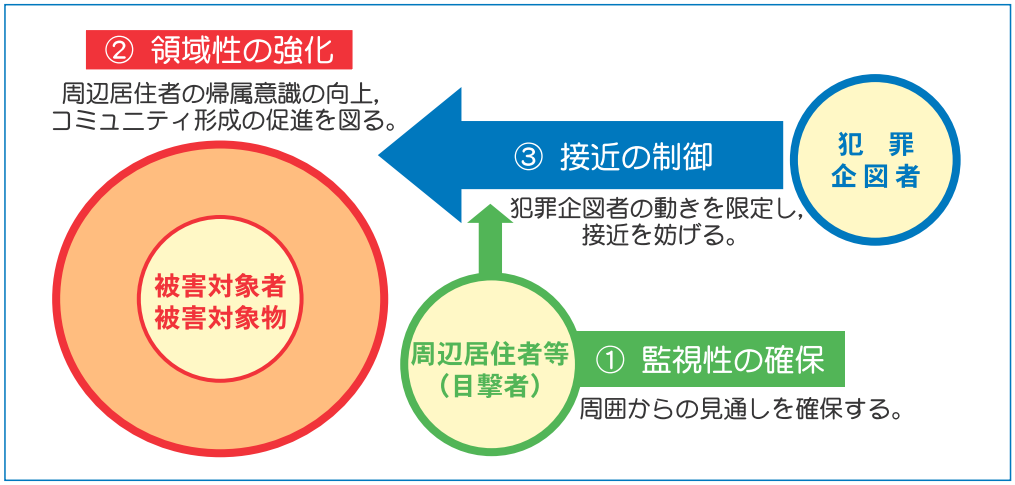

3 指針の対象

この指針は，県民の日常生活の場として利用される

○ 道路　○ 公園　○ 駐車場　○ 駐輪場

を対象とする。

4 参考

○ 「道路，公園，駐車場・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項」
平成１８年４月２０日付け　警察庁生活安全局（http://www.npa.go.jp/）

○ 「広島県防犯駐車場審査基準」（http://www.enjoy.ne.jp/~bouhan/）
平成１７年３月１５日付け　社団法人 広島県防犯連合会

○ 「防犯まちづくりの推進について」（http://www.npa.go.jp/）
平成１５年７月２４日付け　防犯まちづくり関係省庁協議会
（内閣官房都市再生本部事務局，警察庁，文部科学省，国土交通省）

第２　具体的な方策

１ 道路

道路において発生する強盗，ひったくり等の犯罪を防止するため，犯罪企図者が，被害対象者，又は被害対象物に近づきにくいように，周囲からの見通しを確保するなど，以下の点に配慮する。

植栽で歩道と車道を分離した道路

（１） 歩道と車道の分離

○　道路の構造，幅員，周辺の状況等を勘案し，必要に応じて，歩道と車道を分離する。

歩道と車道を分離するものとして，ガードレール，歩道さく，植栽，縁石等があります。
安全な交通の確保の観点から，道路の歩道と車道を分離することは，交通安全に加えて防犯上にも大いに有効です。
また「ゴミ出し日を守る」，「違法駐車をしない」など，マナーを守ることも犯罪企図者の接近を妨げるためには有効な方策であり，県民一人ひとりの協力が不可欠です。

（２） 見通しの確保

○　工作物等（※３）を設置しようとする場合には，工作物等が道路の見通しを妨げないよう設置する。

○　道路又は道路周辺における植栽等の管理者等は，下枝等が道路の見通しを妨げないようせん定等を行う。

私有地や公園の植栽，又は道路等の植木・雑草等の枝葉が伸び放題となることにより，道路の見通しを妨げる場合には，それぞれの植栽等の管理者等が，見通しを確保するためせん定・伐採を行うことが必要です。

（３） 照度の確保

○　照明設備の設置者等は，夜間又は地下道等（※４）において，人の行動を確認できるよう，光害にも注意しつつ防犯灯，街路灯等により必要な照度（※５）を確保する。

※３　工作物等
「工作物等」としては，道路上のさく，並木，街灯，道路標識，看板等がある。また，道路上へ不法に看板を設置する行為，違法に車両を駐車する行為などは，道路の見通しを妨げる行為である。

※４　地下道等
地下道のほかガード下等の人車が通行する道路をいう。

※５　人の行動を確認できる照度
「人の行動を確認できる」ためには，４ｍ先の人の挙動，姿勢等が識別できることを前提とすると，平均水平面照度（地面又は床面における平均照度。以下同じ。）が概ね３ルクス以上必要である。

○　照明設備の設置者等は，周囲の状況を勘案し，適切な位置に照明設備を設置するなどして，均等な明るさを確保する。

地下道に連続的に設置された照明設備

道路上で発生するひったくり等の犯罪は，夜間において多く発生していることから，照度の確保が犯罪を防止するためには重要です。

（4）　地下道等における非常ベル，防犯カメラ等防犯設備の設置

○　地下道等出入口が限られている場所にあっては，非常ベル（※6），防犯カメラ等防犯設備を設置する。

地下道等は，周囲からの見通しが悪く，出入口（避難経路）が限られているため，犯罪が起こりやすい場所となる可能性が高くなります。よって，非常ベル，防犯カメラ等を設置することで，非常時の緊急通報手段のほか，犯罪企図者に対する犯罪抑止効果をもたらします。

○　防犯設備については，定期的に保守点検（防犯カメラのアングルの調整，レンズの清掃，防犯ビデオ等の設定時刻の調整，記録媒体の交換等を含む。）を行う。

地下道に設置された防犯カメラ・ミラー

地下道に設置された非常ベル

ポイント

防犯カメラを設置する場合には，見通しの補完，犯罪企図者の犯意を抑制させる観点から有効な位置，台数を検討して適切に配置し，その運用方法等有効な監視体制のあり方を併せて検討するとともに，記録装置を設置することが効果的です。

また，防犯カメラを設置する部分の照明設備は，防犯カメラが有効に機能するための照度が必要です。

※6　非常ベル
犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において，押しボタンをおすことによりベルが吹鳴する，赤色灯が点灯する等の機能を有する装置をいう。

2 公園

公園内において発生する恐喝等の犯罪や子どもへの声かけ事案等を防止するためには，犯罪企図者が被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように，周囲からの見通しを確保するなど，以下の点に配慮する。

（1） 見通しの確保

○ 植栽する場合には，必要以上の樹木を植えない，適切に配置する，下枝のせん定を行うなどにより，周囲の道路，住居等からの見通しを妨げないように配置する。

○ 公園の設置者等は，遊戯施設や便所等の公園施設等を適切に配置するなどにより，周囲の道路，住居等からの見通しを確保する。

道路から見通しが確保されている公園

公園利用者から見通しが確保された位置に
遊戯施設が配置された公園

公園敷地内の植栽等とのバランスを考慮して，周囲からの見通しが確保できるよう，遊戯施設，ベンチ，便所等の構造・種類を選定し，適切な場所に配置することが必要です。

例えば，遊戯施設を植栽が密集する場所へ設置すると，公園利用者や周辺通行人等からの見通しが悪くなり，犯罪企図者が犯行を決意する機会を作ることになります。この機会を奪うため，遊戯施設は，公園の利用者，周辺の通行人，隣接する住民等からの見通しがよい位置に設置されることが望まれます。

（2） 公園周辺における避難場所・通報場所の確保

○ 公園周辺には，子ども１１０番の家（※7），セーフティ・ステーション（※8）等の設置を促進するなど，非常時の避難場所・通報場所を確保する。

※7 子ども１１０番の家
子どもが犯罪の被害に遭いそうになった時に駆け込む緊急避難場所をいう。子どもを一時的に保護し，警察，関係機関，学校等，子どもの保護者に通報連絡を行っている。子ども１１０番の家には民家や商店などが参加している。

※8 セーフティ・ステーション
子ども・女性・高齢者などすべての人を対象とした一時的な保護，警察等への通報，地域安全活動や情報の発信などを行い，施設面においても防犯設備や管理体制が整備されており，地域の「安全・安心の拠点」となる場所をいう。
現在，コンビニエンス・ストアや金融機関，公民館等が参加している。

公園での犯罪を防止するためには，保護者と地域住民等の協力が不可欠です。
自治体においては，公園を新設，又は既存の公園を整備する際，住民参加による整備計画づくりを行い，住民のニーズに合った公園として再生するとともに，地域で公園を育んでいくという住民意識の醸成を目的としたワークショップ方式による公園づくりが取り入れられてきています。

（3） 公園内における非常ベルの設置

○ 公園内で非常事態が発生した場合に備え，非常ベル等の通報手段を確保する。

「非常ベル」が設置してある公園であることを利用者に知らせる掲示板を設置することなどによって，犯罪企図者に犯行を断念させる効果もあります。

【子ども緊急通報装置】

非常用赤色灯，非常ベル，通報者撮影カメラ，インターホン等を備えた装置であり，通学路，児童公園等に設置される。押しボタンを押すと，警察官が直接通報者の顔を見ながら通話でき，同時に，現場では赤色灯が点灯し，サイレンが吹鳴するもの。なお，緊急時には警察への通報と周辺の映像の伝送ができる「街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）」という装置もある。

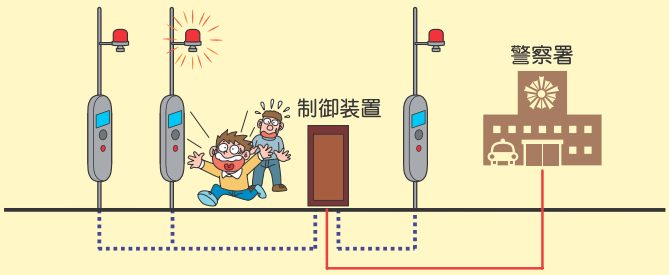

（4） 照度の確保

○ 夜間において人の行動を確認できるよう，光害にも注意しつつ防犯灯等により必要な照度（P 22の※５参照）を確保する。

照度を確保するためには，照明設備の新設だけではなく，防犯灯等の明かりを妨げている周囲の植栽等のせん定，植栽や遊戯施設等の配置の変更，光源の出力（ワット）を上げるなどの方法により，照度を改善することができます。

（5） 公衆便所における非常ベルの設置及び照度の確保

○ 建物及び入口付近においては，周囲からの見通しを確保する。
○ 個室内で異常事態が発生した場合に備え，非常ベル等を設置する。
○ 公衆便所については，建物の入口付近及び内部において人の顔，行動を明確に識別できる程度以上の照度（※９）を確保する。

公園出入口に便所を設置

非常ベルを設置

便所などを清潔に保つことは，施設利用を促進するとともに，犯罪企図者に対して，「だれかに管理されている場所」（犯行を目撃されるかも知れない場所）という印象を与えることから，犯罪の起こりにくい場所づくりに大きな効果があります。

※９　人の顔，行動を明確に識別できる照度
「人の顔，行動を明確に識別できる」ためには，１０ｍ先の人の顔及び行動が明確に識別でき，だれであるか明確に分かることを前提とすると，平均水平面照度が概ね５０ルクス以上必要である。

③ 駐車場

駐車場において発生する自動車の盗難，車内にある金品の盗難，死角を利用した恐喝等の犯罪を防止するためには，犯罪企図者が，被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように，周囲からの見通しを確保するなど，以下の点に配慮する。

駐車場内の動線（車や人が移動する線）を集中させることで，犯罪企図者に対し「だれかに見られているかも知れない」という心理的な抑止効果を与えます。

（1） フェンス，さく等による外部との区分

○ 駐車場の外周をフェンス，さく等で囲み，外部と区分する。

（2） 見通しの確保

○ フェンス，さく等の設置に当たっては，メッシュ又は格子様のものを取り付けるなど，周囲からの見通しを確保する。

○ 見通しが悪く，死角になる箇所においては，防犯カメラやミラー等を設置するなど，場内の見通しを確保する。

（3） 照度の確保

○ 夜間において人の行動を確認できるよう，光害にも注意しつつ必要な照度（Ｐ22の※５参照）を確保する。

参考

駐車場法施行令第１３条では，自動車の駐車の用に供する部分の面積が５００㎡以上の建築物である路外駐車場の照明装置に関して，

・自動車の車路の路面　　１０ルクス以上

・自動車の駐車の用に供する部分の床面　　２ルクス以上

と規定しています。

（4） 管理人の配置及び防犯カメラの設置等による管理体制・防犯体制の整備

○ 駐車場の規模に応じて，管理人を常駐，巡回させ，又は管理者が監視する防犯カメラ等の防犯設備を設置し，場内の状況を把握する。

○ 駐車場の規模に応じて，出入口には自動ゲート管理システムを設置し，又は管理人を配置するなどして，車両の出入り状況を把握する。

広島県では，犯罪防止に配慮した構造・設備を満たした駐車場の普及促進のため，平成１７年３月１５日，社団法人広島県防犯連合会が実施主体となり，「防犯モデル駐車場登録制度」の運用を開始しています。

4 駐輪場

駐輪場において発生する自転車等の盗難等の犯罪を防止するためには，犯罪企図者が，被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように，周囲からの見通しを確保するなど，以下の点に配慮する。

> 駐輪場の位置，付近施設等の配置を勘案し，人の動線（人が移動する線）に接近させることで，犯罪企図者に対し「だれかに見られているかも知れない」という心理的な抑止効果を与えます。

（1） フェンス，さく等による外部との区分

○ 駐輪場の外周をフェンス，さく等で囲み，外部と区分する。

（2） 見通しの確保

○ フェンス，さく等の設置に当たっては，メッシュ，又は格子様のものを取り付けるなど，周囲からの見通しを確保する。

○ 見通しが悪く，死角になる箇所においては，ミラーを設置するなど，場内の見通しを確保する。

（3） 照度の確保

○ 夜間において人の行動を確認できるよう，光害にも注意しつつ必要な照度（Ｐ22の※５参照）を確保する。

照度が確保された駐輪場

（4） チェーン用バーラック，サイクルラック等の設置

○ チェーン用バーラック（※10），サイクルラック（※11）等を設置し，自転車又はオートバイ等とチェーン錠等で結束できるよう盗難防止措置を講ずる。

○ 駐輪場の設置者等は，利用者に対して，チェーン用バーラック，サイクルラック等の利用方法について周知する。

※10　チェーン用バーラック
駐輪場に固定される金属製の棒（バー）をいい，これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより，自転車等の盗難を防止することができる。

※11　サイクルラック
チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので，１台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

チェーン用バーラック

サイクルラック

（5） 管理人の配置及び防犯カメラの設置等による管理体制・防犯体制の整備

○ 駐輪場の規模に応じて，管理人を常駐，巡回させ，又は管理者が監視する防犯カメラ等の防犯設備を設置し，場内の状況を把握する。

出入口付近に設置された管理人室

○ 駐輪場の規模に応じて，出入口には自動ゲート管理システムを設置し，又は管理人を配置するなどして，自転車等の出入り状況を把握する。

自動ゲート管理システム

駐車場や駐輪場に管理人を配置したり，場内を清掃することは，犯罪企図者に対して，「だれかに管理されている場所」（犯行を目撃されるかも知れない場所）という印象を与えることから，犯罪の起こりにくい場所づくりに大きな効果があります。

住宅の用に供する建築物に関する防犯指針

第１　総則

１ 目的

この指針は，条例第２１条の規定に基づき，犯罪の防止に配慮した住宅の企画・計画・設計を行う際，参考となる具体的な手法等を防犯指針として示し，防犯性の高い良質な住宅の普及を図ることにより犯罪の起こりにくい環境づくりを進めることを目的とする。

２ 基本的な考え方

住宅への侵入及びその敷地内で発生する犯罪を防止するとともに，避難計画等との関係に配慮し，住宅周辺地域の状況，居住者の帰属性，管理体制，時間帯による状況の変化等に応じて，次の４点の基本原則から防犯性の向上のあり方を検討し，企画・計画・設計を行うものとする。

（１） 監視性の確保　～周囲からの見通しを確保する

なぜ？

○　道路等周囲から住宅敷地内が見通せることによって，犯罪企図者（※１）が住宅へ侵入しようとした際に，「周囲の者から見られているかも知れない」と心理的要因が働き，犯行を断念させることができる。

○　不審者が住宅敷地内へ侵入しようとし，又は，侵入した場合には，敷地内の異変等に気付いた周囲の者が警察へ通報するなど，被害の未然防止を図ることができる。

だから

敷地内の屋外各部位及び住棟内の共用部分等は，周囲からの見通しが確保されるように，敷地内の配置計画及び動線計画（人の移動），住棟計画，各部位の設計，照明計画等を工夫する。

（２） 領域性の強化　～居住者の帰属意識（※２）の向上，コミュニティ形成の促進を図る

なぜ？

○　居住者の帰属意識が高まることにより，犯罪企図者を寄せ付けない，犯罪の起こりにくい領域を確保できる。

○　各住戸間の交流が図られ，相互の情報交換が活発に行われることで，不審者を発見しやすく，犯罪企図者が近寄りにくい環境をつくることができる。

だから

※１　犯罪企図者
犯罪を行おうとする者をいう。

※２　帰属意識
住民がその地域を「我々のまち」として認識し，愛着をもって大切にしていこうとする意識をいう。

共同住宅，長屋住宅では，居住者の帰属意識が高まるように，住棟の形態及び意匠，共用部分の管理方法等を工夫する。
また，共用部分の利用機会が増え，コミュニティ形成が促進されるように，敷地内の設計計画及び動線計画（人の移動），住棟計画，共用部分の維持管理計画及び利用計画等を工夫する。

（3） 接近の制御 ～犯罪企図者の動きを限定し，接近を妨げる

なぜ？

○ 塀や門扉等を設置することにより，犯罪企図者に対して物理的・心理的に犯行を断念させることができる，犯行の機会を奪うことができる。

だから

犯罪企図者からの侵入経路を限定するために，敷地内の配置計画及び動線計画（人の移動），住棟計画，各部位の設計等を工夫する。

（4） 被害対象の強化・被害の回避 ～部材，設備等を破壊されにくいものとする

なぜ？

○ 犯罪企図者が住戸内へ侵入しようとする際，破壊できない，又は破壊に時間を要する窓や扉であれば，犯行を断念させ，被害を回避することができる。

だから

住戸の玄関扉，窓等は，侵入盗等の被害に遭いにくいように，破壊等が行われにくい構造等とするとともに，必要に応じて補助錠及び面格子の設置等の措置を工夫する。

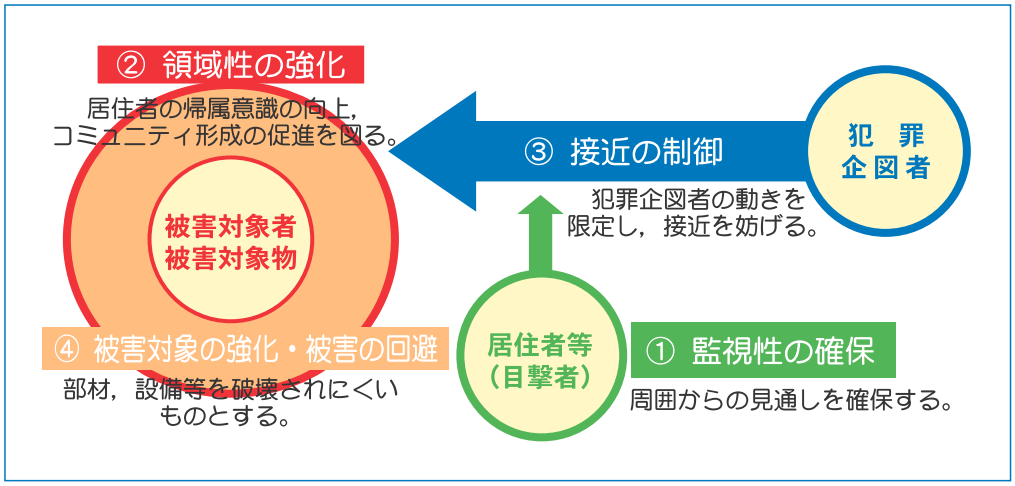

3 指針の対象

この指針は，新築・既存を問わず，以下の住宅形態全てを対象とする。

○　共同住宅

２戸以上の住宅が連続して一棟をなし，壁又は床を共有し，各住戸が階段，廊下等を共有するものをいう。

○　一戸建て住宅

一つの建物が構造的に独立し，生活に必要な設備を備えている住宅をいう。

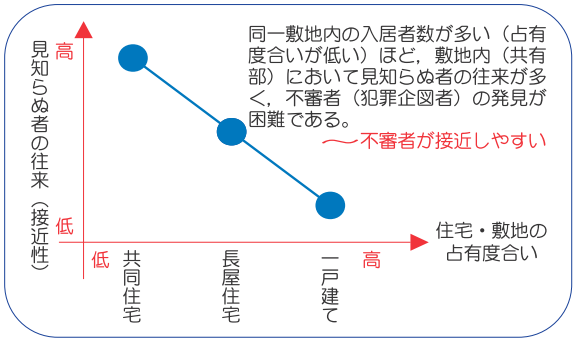

なお，２戸以上の住宅が連続して一棟をなし，壁を共有するが，各住戸が階段，廊下等を共用しない「長屋住宅」の指針については，共有部分は「共同住宅」，非共有部分は，「一戸建て住宅」によるものとする。

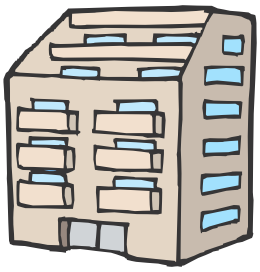
共同住宅

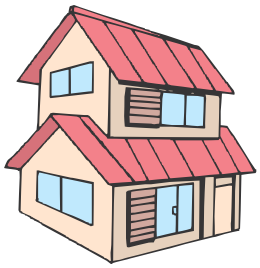
一戸建て住宅

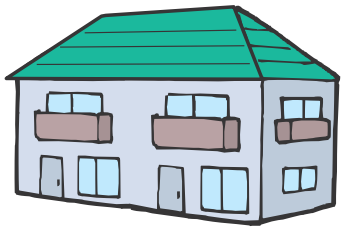
長屋住宅

4 その他

（１）　検討事項の分類

○　基本事項（指針上◎で示し，「～する。又は～講じる。」と表記）

住宅の構造及び設備の基準について，防犯性確保の観点から必要性が高く，措置すべき事項

○　推奨事項（指針上○で示し，「～が望ましい。」と表記）

住宅の構造及び設備の基準について，防犯性確保の観点から費用や対応可能性等を考慮して，措置することが望ましい事項

（２）　参考

○　「共同住宅に係る防犯上の留意事項」（http://www.npa.go.jp/）
　　平成１８年４月２０日付け　警察庁生活安全局

○　「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」（http://www.npa.go.jp/）
　　平成１８年４月２０日付け　国土交通省住宅局，警察庁生活安全局

○　「防犯マンション設計自主基準」（http://www.npo-hmk.jp/）
　　平成１８年７月１日付け　特定非営利活動法人 広島県マンション協会

○　「防犯マンション審査基準」（http://www.enjoy.ne.jp/~bouhan/）
　　平成１１年７月１日付け　社団法人 広島県防犯連合会

○　「防犯まちづくりの推進について」（http://www.npa.go.jp/）
　　平成１５年７月２４日付け　防犯まちづくり関係省庁協議会
　　（内閣官房都市再生本部事務局，警察庁，文部科学省，国土交通省）

第２　具体的な方策

1 共同住宅

（1）　敷地内の配置及び動線

ア　住戸等の配置

◎　敷地内の住戸等配置計画に当たっては，計画敷地の規模及び形状，周辺地域の状況等を把握し，

①　監視性の確保

プライバシーの保護に配慮しつつ，できるだけ周囲からの見通しが確保できるようにする。

②　領域性の強化

境界を明確にし，居住関係者か否か明確に判断できるようにする。

③　接近の制御

塀や門扉等を設置することにより，犯罪企図者に対し，物理的・心理的に侵入しにくいものとする。

④　被害対象の強化と被害の回避

扉，窓，錠，ガラス等は，破壊等が行われにくい構造等とする。

の基本原則を踏まえて，防犯性の向上方策について検討する。

イ　動線（人が移動する線）（※３）

◎　敷地内の動線計画に当たっては，上記の４原則を踏まえたうえで，敷地内への犯罪企図者の侵入を防止し，又は発見しやすくするよう，住棟，囲障等の計画に配慮する。

敷地内への出入口を限定した共同住宅

動線が決まると，それ以外の場所にたたずむ不審者（犯罪企図者）は居住者等から目立つこととなり，また，居住者間の認識（共同居住者か否か）が高まるため，外部者に対する注視が期待できます。

※３　動線
建物内での歩行距離と頻度の相関関係を線で示したものをいい，人の流れが集中するよう，太く短いものが理想である。

（2） 共用部分

ア　共用出入口

（ア）集合玄関の配置・構造

◎　集合玄関は，道路等周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

◎　道路等周囲からの見通しが確保できない場合は，人の存在が確認できるように，防犯カメラやミラー等を設置する。

道路から見通しが確保された集合玄関

防犯カメラが設置された集合玄関

ポイント

防犯カメラを設置する場合には，見通しの補完，犯罪企図者の犯意を抑制させる観点から有効な位置，台数を検討して適切に配置し，その運用方法等有効な監視体制のあり方を併せて検討するとともに，記録装置を設置することが効果的です。

また，防犯カメラを設置する部分の照明設備は，防犯カメラが有効に機能するための照度が必要です。

（イ）集合玄関扉

○　集合玄関には，扉を設置することが望ましい。

○　扉を設置する場合には，透明ガラスを使用して，内外を相互に見通せる構造とすることが望ましい。

○　居住者が来訪者と通話し確認の上で解錠するオートロックシステム（※４）等を導入し，人の出入りが制限できる構造が望ましい。

扉を設置することにより，住居空間に入ろうとする者なのか否か判別することが容易になり，住人の注視が期待できます。

内外を見通せる構造の集合玄関扉
（オートロックシステム装備）

来訪者を写すカメラが付いた
オートロック操作盤

※４　オートロックシステム
集合玄関の外側と各住戸との間で通話可能なインターホンと連動し，集合玄関扉の「電気錠」を解錠することができるものをいう。
「電気錠」とは，暗証番号，カードキーにより解錠される錠をいう。

（ウ）その他の共用出入口

◎　集合玄関以外の荷物の搬入口・非常口等の共用出入口は，道路等周囲からの見通しが確保された位置に設置する。

○　道路等周囲からの見通しが確保できない場合は，人の存在が確認できるように，防犯カメラやミラー等を設置することが望ましい。

○　集合玄関以外の共用出入口扉は，ホテル錠（※５）等，外部から容易に侵入できない構造とすることが望ましい。

集合玄関以外の出入口に設置された内外を見通せる構造の扉

集合玄関以外の出入口扉にホテル錠等を設置することは，動線を確定する上で非常に効果的であり，集合玄関に扉を設置するか否かに関わらず有効な設備です。

（エ）共用出入口付近の照明設備

◎　共用出入口（集合玄関を含む）付近の照明設備は，人の顔及び行動が明確に識別でき，だれであるか明確に分かる程度の照度（※６）とする。

○　夜間における不審者への威嚇や帰宅時に周囲の様子が確認できるように，共用出入口付近には，常時点灯するライト，又は人の動きを検知して点灯するセンサーライトを設置することが望ましい。

集合玄関以外の共用出入口に設置されたセンサーライト

センサーライトは，人体熱検知センサーと照明器具を一体に構成したもので，センサーの検知範囲に人が入ると，それを検知して照明を点灯させるので，明るさを嫌う犯罪企図者に対する威嚇効果があります。

イ　管理人室

（ア）配置

◎　管理人室を設置する場合は，共用部分（集合玄関付近，共用メールコーナー，エレベーター昇降口，宅配ボックス）に近接した位置に配置する。

（イ）窓

◎　人の出入り確認ができるように，共用部分の内外が見通せる位置・高さに配慮した窓を設置する。

出入者が確認できる位置・高さに窓を配置した管理人室

※５　ホテル錠
カギで施錠をする必要はなく，扉を閉めると自動的に施錠されるため解錠しなければ外部から扉を開くことが不可能となる錠をいう。

※６　共用出入口付近における人の顔及び行動が明確に識別でき，だれであるか明確に分かる程度の照度
共用玄関の照明設備は，その内側の床面においては概ね５０ルクス以上，その外側の床面においては，極端な明暗が生じないよう配慮しつつ，概ね２０ルクス以上の平均水平面照度（地面又は床面における平均照度。以下同じ。）をそれぞれ確保することができるものとする。共用玄関以外の共用出入口の照明設備は，床面において概ね２０ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

ウ　共用メールコーナー（集合郵便受箱）・宅配ボックス

（ア）配置

◎　共用メールコーナーや宅配ボックスは，死角になりやすいことから，集合玄関，エレベーター昇降口等から見通せる位置に配置する。

○　見通しが確保されない場合には，人の存在が確認できるように，防犯カメラやミラー等を設置することが望ましい。

照度が確保されたメールコーナーの壁貫通型郵便受箱

（イ）照明設備

◎　メールコーナーや宅配ボックスの照明設備は，人の顔及び行動が明確に識別でき，だれであるか明確に分かる程度の照度（※7）とする。

（ウ）郵便受箱

◎　郵便受箱は，使用者が施錠することが可能なものとする。

○　集合玄関にオートロックシステムを導入する場合には，壁貫通型（※8）等建物の内部に入らなければ投函物を取り出せない構造が望ましい。

エ　エレベーター昇降口（エレベーターホール）

（ア）配置

◎　集合玄関にある階のエレベーター昇降口は，集合玄関又は管理人室等から見通せる位置に配置する。

◎　その他の階にあるエレベーター昇降口は，同階の廊下から見通せる位置に配置する。

◎　見通しが確保されない場合には，人の存在が確認できるように，防犯カメラやミラー等を設置する。

（イ）照明設備

◎　エレベーター昇降口は，人の顔及び行動が明確に識別でき，だれであるか明確に分かる程度の照度（※9）とする。

照度が確保され，防犯カメラが設置されたエレベーター昇降口

※7　メールコーナー等における人の顔及び行動が明確に識別でき，だれであるか明確に分かる程度の照度
　メールコーナーや宅配ボックスの照明設備は，極端な明暗が生じないよう配慮しつつ，床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

※8　壁貫通型郵便受箱
　マンションの共同メールコーナーに多く設置されており，郵便受箱の投函口と取り出し口が前後（建物外・内）に区分されている郵便受箱をいう。
　投函者は建物外から投函し，受取人は建物内から取り出せるため，投函者等の居住者以外の者が建物内へ入る必要がないことなどから防犯性能が高い。

※9　共用玄関の存する階のエレベーター昇降口における人の顔及び行動が明確に識別でき，だれであるか明確に分かる程度の照度
　共用玄関の存する階のエレベーター昇降口の照明設備は，床面において概ね５０ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。
　その他の階のエレベーター昇降口の照明設備は，床面において概ね２０ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

オ　エレベーター

（ア）扉

○　かご内の状況を外部から確認できるように，防犯窓付きの扉（※10）を設置することが望ましい。

防犯窓付きエレベーター扉

（イ）照明設備

◎　かご内は，人の顔及び行動が明確に識別でき，だれであるか明確に分かる程度の照度（※11）とする。

（ウ）防犯カメラ

◎　モニター等により，かご内の状況が把握できるように，防犯カメラを設置する。

エレベーターの外からかご内の状況が把握できるモニター

非常用ボタン

（エ）外部通報・連絡設備

◎　非常時に備えて，子どもでも手の届く位置に２箇所以上押しボタンを設置し，インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置を設置する。

○　押しボタンによる警報ブザーは，管理人室又は警備会社等，外部に即時通報されるものが望ましい。

管理人室に設置された
警備会社への即時通報装置

※10　防犯窓付きの扉
エレベーター昇降口からエレベーターかご内が見通せる構造の窓が付いている扉で，防犯性能が高い。

※11　エレベーターのかご内における人の顔及び行動が明確に識別でき，だれであるか明確に分かる程度の照度
エレベーターのかご内の照明設備は，床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

カ　共用廊下・共用階段

（ア）構造等

◎　各住戸のバルコニー等に近接する非常階段等がある場合，容易に非常階段等から当該バルコニー等へ侵入できないように，手すりを高くする，フェンスで囲むなどの構造とする。

◎　共用廊下等は，各階の各部位へ犯罪企図者が身を隠せないように，エレベーター昇降口等からの見通しが確保され，死角を有しない配置又は構造とする。

共用廊下からの見通しが
確保されている階段室

○　外部に面しない共用階段等については，各階において階段室を共用廊下等に常時開放するなど，人の存在が分かるように見通しを確保することが望ましい。

○　外部に面する共用階段等については，住棟外部から見通しが確保された配置又は格子様の手すり等を設置するなど，見通しの良い形態・構造とすることが望ましい。

（イ）照明設備

◎　共用廊下等は，人の顔及び行動が明確に識別でき，だれであるか明確に分かる程度の照度（※12）とする。

キ　屋上

（ア）出入口

◎　屋上への出入口には扉を設置し，施錠可能な構造とする。

（イ）　侵入防止措置

◎　屋上がバルコニー等に接近する場所となる場合には，さくの設置等バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講じる。

◎　住棟がひな壇状（※13）で，共用廊下と屋上等が近接し，下階から上階若しくは上階から下階へ移動できる場合は，さくの設置等による侵入防止に有効な措置を講じる。

ク　敷地内の通路

（ア）配置

◎　敷地内の通路は，道路等周囲や集合玄関又は住戸の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。

○　敷地内の通路は，人の出入りが分散することのないように，周辺環境，夜間等の時間帯による利用状況，管理体制等を踏まえて，集合玄関，屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に人の移動が集中するよう配置することが望ましい。

防犯灯と防犯カメラが
設置された通路

※12　共用廊下・共用階段における人の顔及び行動が明確に識別でき，だれであるか明確に分かる程度の照度
共用廊下・共用階段の照明設備は，極端な明暗が生じないよう配慮しつつ，床面において概ね２０ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

※13　ひな壇状
住棟が階段状となっている構造のものをいう。

（イ）照明設備

◎　敷地内の通路は，人の行動が確認できる（※14）ように照明設備を設置する。

ケ　駐車・駐輪場

（ア）配置

◎　場内での犯罪の発生を防止するため道路等周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

◎　屋根を架ける場合には，上方への足場とならない構造・形態・位置とする。

◎　屋内に設置する場合には，構造上支障のない範囲において，外部から場内を見通すことが可能となる開口部を確保する。

○　管理人・管理者等が場内の状況を把握できるように，防犯カメラ等を設置することが望ましい。

◎　見通しが悪く死角になる箇所においては，ミラーを設置するなど場内の見通しを確保する。

（イ）盗難防止措置

◎　駐輪場においては，自転車又はオートバイ等とチェーン錠等で結束できるように，チェーン用バーラック（※15）又はサイクルラック（※16）等を設置する。

チェーン用バーラック

サイクルラック

○　防犯カメラを設置するなど，自転車又はオートバイの盗難防止措置を講じることが望ましい。

※14　人の行動を確認できる照度
「人の行動を確認できる」ためには，４ｍ先の人の挙動，姿勢等が識別できることを前提とすると，平均水平面照度が概ね３ルクス以上必要である。

※15　チェーン用バーラック
駐輪場に固定される金属製の棒（バー）をいい，これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより，自転車等の盗難を防止することができる。

※16　サイクルラック
チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので，１台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

（ウ）照明設備

◎　場内は，極端な明暗が生じないよう配慮しつつ，人の行動が確認できる（P 41の※14参照）ように照明設備を設置する。

◎　場内で死角を作らないように照明設備を設置する。

○　人の動きを検知して点灯するセンサーライトを設置することが望ましい。

照明設備と防犯カメラを設置した駐車場

（エ）門扉・シャッターの設置

○　居住者以外の車両の出入りを制限するため，オートバリカー（※17）等施錠可能な門扉・シャッターを設置することが望ましい。

駐車場出入口に設置されたオートバリカー

コ　児童遊園，広場及び緑地

（ア）配置

◎　児童遊園等は，道路等周囲や集合玄関又は住戸の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。

（イ）照明設備

◎　児童遊園等は，極端な明暗が生じないよう配慮しつつ，人の行動が確認できる（P 41の※14参照）ように照明設備を設置する。

（ウ）塀，さく又は垣等

◎　児童遊園等を囲む，塀，さく又は垣等の位置，構造，高さ等は，周囲からの死角の原因及び住戸等への侵入の足場とならないものとする。

（エ）植栽

◎　植栽する場合は，適切な配置や下枝のせん定等を行い，周囲の道路等からの見通しを妨げないように配置する。

※17　オートバリカー
リモコンにより駐車場出入口に設置したチェーンが上下に作動し，侵入防止を図る設備をいう。

サ　その他

（ア）ゴミ置場

◎　ゴミ置場は，道路等周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

○　ゴミ置場は，周囲からの見通しが確保された格子様の塀，施錠可能な扉等で区画することが望ましい。

○　ゴミ置場は，人の行動が確認できるように照明設備を設置することが望ましい。

周囲からの見通しが確保された場所に設置されたゴミ置場

指定日以外に指定以外のゴミを出すという居住者のマナー違反により，ゴミ置場が不審者（犯罪企図者）の隠れ場所となるほか，ゴミに火をつける犯罪企図者にとって，居住者自らが犯罪を誘発していることにつながるため，居住者が「マナーを守ること」が必要不可欠です。

（イ）集会所等

◎　集会所等の共同施設は，周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

◎　集会所付近は，人の行動が確認できるように照明設備を設置する。

（ウ）囲障（※18）

◎　囲障の位置，構造，高さ等は，周囲からの死角の原因及び住戸等への侵入の足場とならないものとする。

○　敷地境界線を強化し，外部と敷地内を明確にするため，原則として垣等を敷地境界線に沿って連続して設置することが望ましい。

（エ）配管等

◎　建物の外壁を這う配管，縦樋等は，上階へ侵入する足がかりとならないように，管を囲うなどの措置を講じる。

（オ）防犯カメラ

◎　周囲からの見通しが確保されていない場所については，防犯カメラを設置する。

（3）　住戸部分

ア　玄関

（ア）扉の材質・構造

◎　住戸の玄関扉等は，防犯建物部品（※19）等の扉（枠を含む。以下同じ。）及び錠を設置したものとする。

※18　囲障
敷地の境界線上に設けられた垣等をいう。

※19　防犯建物部品
「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品をいう。

《やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合》

◎　玄関扉（枠を含む。）は，その材質をスチール製等の破壊が困難なもので，サムターン回し（※20）等の侵入手口を防ぐため，デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない構造のもの又はガードプレート（※21）等を設置する。

◎　郵便受口を取り付けた扉は，サムターン回し等の侵入手口を防止するため，郵便受口から室内が見えないように受け箱（内蓋）を取り付け，サムターンまで手や針金が届かない構造又は取り付け位置とする。

○　扉に明かり取りガラスが設けてある場合は，破壊が困難なガラス（※22）等を使用し，万一破壊された場合においても手を差し込められないように，ガラスの大きさを小さくすることが望ましい。

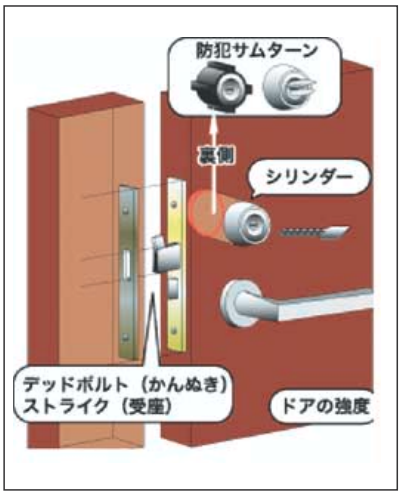

防犯建物部品のシンボルマーク（ＣＰ）

平成１６年４月，官民合同会議で評価された「防犯性能の高い建物部品」が公表されました。これらの防犯性能の高い建物部品の共通呼称を「防犯建物部品」と言います。

また，統一のシンボルマーク「ＣＰマーク」も制定されました。このマークは，防犯建物部品のみに与えられます。

※シンボルマークの意味
防犯＝Crime Preventionの頭文字ＣとＰをシンボル化しています。

防犯建物部品の目録の詳細の閲覧先
ホームページ　http://www.cp-bohan.jp/

室内側に取り付けられた受け箱（内蓋）

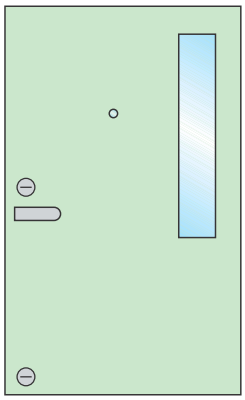

明かり取りガラス

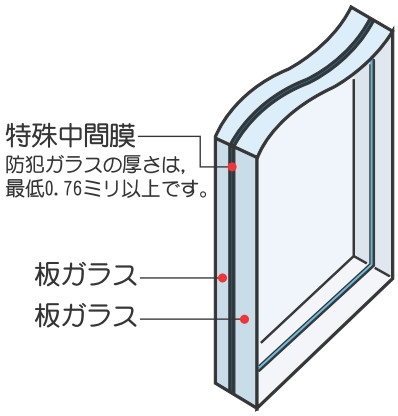

※20　サムターン回し
カギを使用せず，扉に取り付けてある郵便受けを破壊して手を入れるやり方，あるいはドアスコープやドアノブを取り外したり，扉と扉枠との隙間から針金や特殊な工具等を挿入するやり方等で，扉内側（室内側）の施解錠操作をするためのつまみ（サムターン）を回して解錠する住宅への侵入手口をいう。

※21　ガードプレート
錠のデッドボルト（かんぬき）が見えないよう，扉と扉枠の隙間を隠すためのカバー（板）をいい，ドア全体（上から下まで）を隠すものが望ましい。

※22　破壊が困難なガラス
ガラス破りに強い「合わせガラス」等をいい，ガラスの種類と防犯性能については，
１：フロートガラス　一般的なガラスで，破壊行為に対して非常に弱い
２：網入りガラス　基本的に防火目的であり，破壊行為に対しては，フロートガラスより若干強い程度
３：強化ガラス　鈍体による衝撃には強いが，鋭利物による衝撃には弱い
４：合わせガラス　２枚以上の板ガラスにフィルムを挟み加熱圧着したもので，破壊行為に対して非常に強い
となっている。

（イ）錠

◎　錠は，破壊が困難な面付箱錠（※23），彫込箱錠（※24）等とし，ピッキング（※25）による解錠が困難な構造のシリンダーを有したものとする。

◎　カム送り（※26）等の侵入手口を防ぐため，扉等とシリンダーに隙間がない構造とする。

○　主錠のほかに，補助錠を設置することが望ましい。

◎　玄関以外の扉の錠は，玄関と比較して防犯性能が劣ることのない錠とする。

（ウ）ドアスコープ，ドアガード

◎　扉を開けずに室内から外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ（※27）等を設置する。

◎　錠の機能を補完するドアガード（※28）等を設置する。

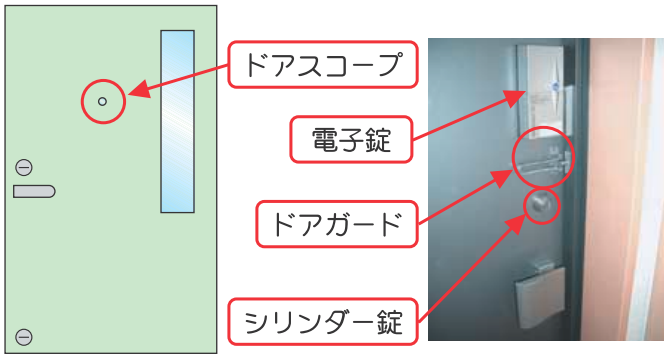

（エ）照明設備

◎　玄関及び勝手口付近等の出入口付近の照明設備は，人の顔及び行動が明確に識別でき，だれであるか明確に分かる程度の明るさとする。

○　夜間における不審者への威嚇や帰宅時に周囲の様子が確認できるように，玄関付近には常時点灯するライト又は人の動きを検知して点灯するセンサーライトを設置することが望ましい。

イ　インターホン

（ア）住戸玄関外側との通話

○　住戸内には，住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能を有するインターホンを設置することが望ましい。

モニター付きインターホン

※23　面付箱錠
　ドアの室内側の面に錠の機構が入った箱型のケースを取り付ける錠をいう。ノブ又はハンドルとカギ穴は別々であり，外側からはカギ，内側からはサムターンを回して施・解錠する。高い防犯性能を有しており，施錠時にドアの隙間からデッドボルト（かんぬき）が見えなくなるため，こじ開けにも強い。

※24　彫込箱錠
　錠の機構が入った箱型のケースをドア材の中に彫り込む錠をいう。ノブ又はハンドルとカギ穴は別々であり，外側からはカギ，内側からはサムターンを回して施・解錠する。高い防犯性能を有しており，サムターンを使わずに室内側からカギで施・解錠できる「両面シリンダー」タイプのものもある。こじ開け防止のために，ガードプレートを付けた方が良い。

※25　ピッキング
　錠前のシリンダー（カギ穴周辺の円筒）部分に特殊な工具等を差し込んで解錠する住宅への侵入手口をいう。

※26　カム送り
　特殊な工具を用いて，錠シリンダーを迂回し，直接錠ケース内部に働きかけてデッドボルト（かんぬき）を作動させて解錠する住宅への侵入手口をいう。

※27　ドアスコープ
　扉を開けずに室内から訪問客を確認でき外部の様子を見通すことが可能な防犯用の広角レンズをいう。ただし，外から簡単に外されないものを取り付けることが必要である。

※28　ドアガード
　室内から扉を僅かにあけて，来訪者を確認するときに使用する防犯金具をいう。同じ機能の金具で「ドアチェーン」があるが，これは工具で切断されるおそれがある。

（イ）管理人室等との通話

○　インターホンは，非常時に備え，住戸内と管理人又は警備会社との間で通話が可能な機能を有するものが望ましい。

広島県では，犯罪防止に配慮した構造・設備を満たしたマンションの普及促進のため，平成１１年９月１日，社団法人広島県防犯連合会が実施主体となり，「防犯モデルマンション登録制度」の運用を開始しています。

ウ　窓

（ア）地面，共用廊下に面する窓

◎　共用廊下に面する住戸の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）及び接地階に存す住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む。），面格子その他の建具，又は補助錠の設置等の侵入防止に有効な措置を講じる。

○　破壊が困難なガラスを使用することが望ましい。

共用廊下に面した窓に設置した面格子

（イ）バルコニー等に面する窓

◎　バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは，防犯建物部品等のサッシ及びガラスその他の建具を設置する。

◎　やむを得ず防犯建物部品等の設置ができない場合は，サッシへの鍵付きクレセント，補助錠の設置等住戸内への侵入防止に有効な措置を講じる。

窓枠サッシに取り付けた
鍵付きクレセント

エ　バルコニー

（ア）配置

◎　住戸のバルコニーは，縦樋，階段の手すり，駐車・駐輪場又は物置の屋根等を足場として侵入ができない位置に配置する。

（イ）手すり等

○　住戸のバルコニーの手すり等は，犯罪企図者が身を隠せないように，周囲の道路，共用廊下，居室の窓等からの見通しが確保された配置又は格子様の手すり等見通しのよい形態・構造とすることが望ましい。

補助錠をサッシのかまち（建具の四周を固める部材のこと）に取り付けると，クレセント部分のガラスを破っても窓を開けることができないため，侵入防止に有効な措置となります。

2　一戸建て住宅

（1）　敷地内の配置及び動線等

ア　住戸等の配置

◎　敷地内の住戸等配置計画に当たっては，計画敷地の規模及び形状，周辺地域の状況等を把握し，

①　監視性の確保

プライバシーの保護に配慮しつつ，できるだけ周囲からの見通しが確保できるようにする。

②　領域性の強化

境界を明確にし，居住関係者か否か明確に判断できるようにする。

③　接近の制御

塀や門扉等を設置することにより，犯罪企図者に対し，物理的・心理的に侵入しにくいものとする。

④　被害対象の強化と被害の回避

扉，窓，錠，ガラス等は，破壊等が行われにくい構造等とする。

の基本原則を踏まえて，防犯性の向上方策について検討する。

イ　動線（人が移動する線）

◎　敷地内の動線計画に当たっては，上記の４原則を踏まえたうえで，敷地内への犯罪企図者の侵入を防止し，又は発見しやすくするよう，住棟，囲障等の計画に配慮する。

住宅の敷地内への出入りを制限

動線が決まると，それ以外の場所にたたずむ不審者（犯罪企図者）は居住者等から目立つこととなり，また，居住者間の認識（共同居住者か否か）が高まるため，外部者に対する注視が期待できます。

ウ　駐車・駐輪場

（ア）配置

◎　敷地内での犯罪の発生防止又は，犯罪企図者が身を隠す場所にならないように，道路等周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

◎　屋根を架ける場合には，上方への足場とならない構造・形態・位置とする。

◎　屋内に設置する場合には，構造上支障のない範囲において，外部から駐車・駐輪場の内部を見通すことが可能となる開口部を確保する。

（イ）照明設備

◎　場内は，極端な明暗が生じないよう配慮しつつ，人の行動が確認できるように照明設備を設置する。

○　人の動きを検知して点灯するセンサーライトを設置することが望ましい。

（ウ）門扉・シャッターの設置

○　敷地内への侵入を制限するため，オートバリカー等施錠可能な門扉・シャッターを設置することが望ましい。

（エ）庭，敷地内の空地

◎　道路等周囲及び住戸の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。

◎　植栽する場合は，適切な配置や下枝のせん定等を行い，周囲の道路等からの見通しを阻害しないように配置する。

（２）　住戸部分

ア　玄関

（ア）開き戸（扉）の場合の材質・構造

◎　住戸の玄関扉等は，防犯建物部品等の扉（枠を含む。以下同じ。）及び錠を設置する。

《やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合》

◎　玄関扉（枠を含む。）は，その材質をスチール製等の破壊が困難なもので，サムターン回し等の侵入手口を防ぐため，デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない構造のもの又はガードプレート等を設置する。

◎　郵便受口を取り付けた扉は，サムターン回し等の侵入手口を防止するため，郵便受口から室内が見えないように受け箱（内蓋）を取り付け，サムターンまで手や針金が届かない構造又は取り付け位置とする。

○　扉に明かり取りガラスが設けてある場合は，破壊が困難なガラス等を使用し，万一破壊された場合においても手を差し込められないように，ガラスの大きさを小さくすることが望ましい。

（イ）引き戸の場合の材質・構造

◎　住戸の玄関扉等は，防犯建物部品等の扉（枠を含む。以下同じ。）及び錠を設置する。

《やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合》

◎　戸は，その材質にスチール製等の破壊が困難な枠及び格子と，破壊が困難なガラス等を使用し，万一破壊された場合においても手を差し込められないように，格子の間隔を小さいものとする。

◎　錠の破壊を防止するため，戸の間に隙間が見えない構造（※29）とする。

◎　サムターン回し等の侵入手口を防止するため，ガードプレートを設置するなど，戸と玄関枠との隙間が見えない構造とする。

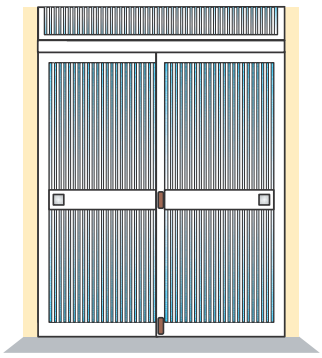

格子の間隔を小さくした引き戸

※29　戸の間に隙間が見えない構造
施錠時に，戸と戸が重なる部分（２本引きの場合中心部）に隙間が無く，デッドボルト（かんぬき）が見えない構造をいう。

◎　郵便受口を取り付けた戸は，サムターン回し等の侵入手口を防止するため，郵便受口から室内が見えないように受け箱（内蓋）を取り付け，サムターンまで手や針金が届かない構造又は取り付け位置とする。

（ウ）錠

◎　錠は，破壊が困難な引き戸錠（鎌錠）（※30）等とし，ピッキングによる解錠が困難な構造のシリンダーを有したものとする。

◎　カム送り等の侵入手口を防ぐため，扉等とシリンダーに隙間がない構造とする。

○　主錠のほかに，補助錠を設置することが望ましい。

◎　玄関以外の扉の錠は，玄関と比較して防犯性能が劣ることのない錠とする。

（エ）ドアスコープ，ドアガード

◎　開き戸の場合，扉を開けずに室内から外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置する。

◎　錠の機能を補完するドアガード等を設置する。

（オ）照明設備

◎　玄関及び勝手口付近等出入口付近の照明設備は，人の顔及び行動が明確に識別でき，だれであるか明確に分かる程度の明るさとする。

○　夜間における不審者への威嚇や帰宅時に周囲の様子が確認できるように，玄関付近には常時点灯するライト又は人の動きを検知して点灯するセンサーライトを設置することが望ましい。

玄関等に設置された
センサーライト

イ　インターホン

（ア）住戸玄関外側との通話

○　住戸内には，住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能を有するインターホンを設置することが望ましい。

カメラ付きインターホン

ウ　窓

（ア）地面に面する窓

◎　接地階に存す住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは，防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む。），面格子その他の建具，又は補助錠の設置等の侵入防止に有効な措置を講じる。

○　破壊が困難なガラスを使用することが望ましい。

※30　引き戸錠（鎌錠）
引き戸に取り付けられる錠で，鎌（かま）状のデッドボルド（かんぬき）を枠側のストライク（受座）に引っ掛けて施錠するものをいう。

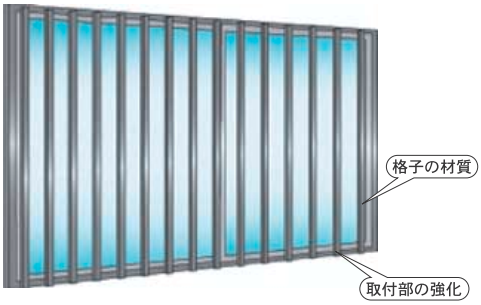

防犯性の高い面格子

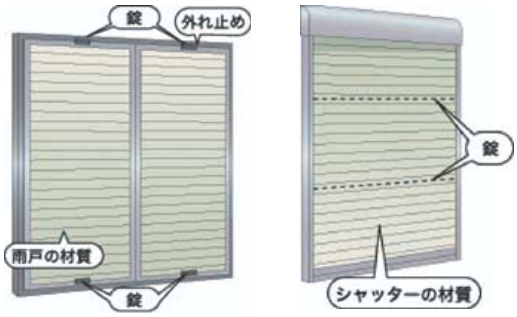

防犯性の高い雨戸・シャッター

（イ）バルコニー等に面する窓

◎　バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは，防犯建物部品等のサッシ及びガラスその他の建具を設置する。

◎　やむを得ず防犯建物部品等の設置ができない場合は，サッシへの鍵付きクレセント，補助錠の設置等住戸内への侵入防止に有効な措置を講じる。

○　破壊が困難なガラスやシャッターサッシを使用することが望ましい。

エ　バルコニー

（ア）配置

◎　住戸のバルコニーは，縦樋，駐車・駐輪場又は物置の屋根等を足場として侵入ができない位置に配置する。

◎　縦樋等がバルコニーに接近する場合には，手すりを高くするなど，バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じる。

（イ）手すり等

○　住戸のバルコニーの手すり等は，犯罪企図者が身を隠せないように，周囲の道路，居室の窓等からの見通しが確保された配置又は格子様の手すり等見通しの良い形態・構造とすることが望ましい。

道路からの見通しが
確保されたバルコニー

（3）　その他

ア　囲障

○　敷地境界線を強化し，外部と敷地内を明確にするため，原則として垣等を敷地境界線に沿って連続して設置することが望ましい。

◎　囲障等の位置，構造，高さ等は，周囲からの死角の原因及び住戸等への侵入の足場とならないものとする。

イ　配管等

◎　建物の外壁を這う配管，縦樋等は，上階へ侵入する足がかりとならないように，管を囲うなどの措置を講じる。

参考資料

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例

（平成十四年十二月二十日条例第四十八号）

目次

前文
第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　推進体制（第六条・第七条）
第三章　地域における犯罪防止活動等への支援（第八条―第十条）
第四章　子どもの安全確保（第十一条―第十五条）
第五章　犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及等（第十六条―第十九条）
第六章　犯罪の防止に配慮した住宅の普及等（第二十条―第二十二条）
第七章　犯罪の防止に配慮した自動車等の普及等（第二十三条―第二十五条）
第八章　雑則（第二十六条）
附則

安心して安全に暮らすことは、わたしたちの共通の願いであり、犯罪に遭わない安全な社会は、人々が社会経済活動を営む上で欠かすことのできない基盤である。

しかし、近年、社会構造の変化、価値観の多様化による社会の匿名性の増大、地域社会における連帯意識の希薄化、情報伝達手段の多様化による有害情報のはん濫などを背景に犯罪の発生件数が増加しており、とりわけ、乗り物の盗難、自動販売機の損壊、住宅へ侵入しての窃盗や路上での強盗など、住民の日常生活の場において発生する犯罪の増加は、見過ごすことのできないものとなっている。

こうした状況は広島県においても例外ではなく、県民の社会経済活動や将来を担う子どもたちを取り巻く環境に重大な影響を及ぼしかねない状況にあり、わたしたちは、身近なところで犯罪の起こりやすい環境が広がりつつある現状について、危機意識を持たなければならない。

今こそ、事業者、ボランティアその他すべての県民と行政が一体となって犯罪を防ぐための取組を展開することが必要である。

ここに、わたしたちは、一人一人が日常生活における安全の確保に積極的に取り組むよう努めるとともに、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めることを基本に、安全な県民生活の実現を目指して不断の努力を傾けてゆくことを決意し、この条例を制定する。

第一章　総　　則

（目的）

第一条　この条例は、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するため、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携の下に、県民の防犯意識の向上を図り、及び犯罪の防止に配慮した道路、公園、住宅等の普及その他犯罪の防止のために必要な措置等を講じ、もって安全な県民生活の実現を図ることを目的とする。

（県の責務）

第二条　県は、国、市町、県民、事業者等と協力して、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するための総合的な取組を実施する責務を有する。

（県民の責務）

第三条　県民は、犯罪の発生状況を踏まえ、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、相互の理解と協力の下に、地域の安全確保のための自主的な活動に努めるものとする。

２　県民は、犯罪を誘発し、又は助長するおそれのある行為を行わないよう努めるものとする。

３　県民は、県がこの条例に基づき実施する犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するための取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第四条　事業者は、その事業活動を行うに当たり、犯罪の防止に配慮した構造を有する事業所、店舗等（以下「事業所等」という。）を整備し、及び防犯機器を設置するよう努めるとともに、従業員に対し緊急時における対応を指導するなど、犯罪を防止するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

２　事業者は、地域社会の一員として、地域の安全確保のための自主的な活動に努めるものとする。

３　事業者は、県がこの条例に基づき実施する犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するための取組に協力するよう努めるものとする。

（減らそう犯罪の日）

第五条　県民の防犯意識の向上と県民参加による取組により犯罪の減少を図るため、毎年十月十一日を「減らそう犯罪の日」とする。

２　「減らそう犯罪の日」には、犯罪の防止や犯罪の起こりにくいまちづくりについての知識の普及を図るなど、「減らそう犯罪の日」の趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

第二章　推進体制

（推進体制の整備）

第六条　県は、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するための総合的な取組を実施するため、県、市町、県民、事業者及び関係団体が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備するものとする。

（地域安全推進指導員等の委嘱等）

第七条　公安委員会は、地域及び職域における犯罪を防止するための取組を推進するため、社会的に信望があり、かつ、犯罪防止活動に関し熱意と識見を有している者のうちから、地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員を委嘱することができる。

２　地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員の活動は、それぞれ次に定めるとおりとする。

一　地域安全推進指導員

イ　地域における安全確保及び犯罪防止活動に関する指導をすること。

ロ　防犯関係団体との連絡調整をすること。

ハ　その他地域における犯罪防止のための取組を推進すること。

二　職域安全推進連絡員

イ　職域における安全確保及び犯罪防止活動に関する連絡調整をすること。

ロ　職域防犯団体相互の情報交換をすること。

ハ　その他職域における犯罪防止のための取組を推進すること。

３　地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第三章　地域における犯罪防止活動等への支援

（地域における自主的な犯罪防止活動への支援）

第八条　県は、必要があると認めるときは、市町と協力して、自治会その他の地域における住民団体、事業者、県民等が行う犯罪を防止するための自主的な活動に対し、助言その他の支援を行うものとする。

（学生等による自主的な犯罪防止活動への支援）

第九条　県及び学校の管理者は、必要があると認めるときは、児童、生徒、学生等が行う犯罪を防止するための自主的な活動に対し、助言その他の支援を行うものとする。

（犯罪発生情報等の提供）

第十条　公安委員会は、必要があると認めるときは、前二条の活動を行う者に対し、犯罪の発生状況及び防止対策に関する情報を提供するものとする。

第四章　子どもの安全確保

（子どもの安全確保）

第十一条　県は、子どもを犯罪の被害から守るため、市町、県民、事業者等と協力して、子どもの安全確保に努めるものとする。

（指針の策定）

第十二条　県は、子どもの安全を確保するための防犯上の指針を定めるものとする。

（安全教育の充実）

第十三条　県は、学校又は児童福祉施設等（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者、子どもの保護者、地域住民、民間の関係団体及び関係機関と連携して、子どもに対し、犯罪の被害に遭わないようにするための教育及び犯罪を起こさないようにするための教育が充実するよう努めるものとする。

（学校等における安全の確保）

第十四条　学校等を設置し、又は管理する者は、第十二条の指針に基づき、当該学校等の施設内における子どもの安全を確保するよう努めるものとする。

２　学校等の管理者は、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関、子どもの保護者、地域住民及び民間の関係団体の参加を求めて、当該学校等における安全対策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

（通学路等における安全の確保）

第十五条　学校等の管理者、子どもの保護者、地域住民及び警察署長は、子どもが通学、通園等の用に供している道路及び利用する公園、広場等（以下この条において「通学路等」という。）を設置し、又は管理する者、事業者、民間の関係団体並びに関係機関と連携して、第十二条の指針に基づき、当該通学路等における子どもの安全を確保するよう努めるものとする。

２　通学路等及び子どもが利用する事業所等を設置し、又は管理する者並びに子どもが利用する交通機関を所有し、又は管理する者は、第十二条の指針に基づき、当該通学路等、事業所等及び交通機関における子どもの安全を確保するよう努めるものとする。

第五章　犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及等

（犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及）

第十六条　県は、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の普及に努めるものとする。

（指針の策定）

第十七条　県は、道路、公園、駐車場及び駐輪場について、防犯上の指針を定めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した駐車場又は駐輪場の設置等）

第十八条　駐車場又は駐輪場を設置し、又は管理する者は、当該駐車場又は駐輪場について、前条の指針に基づく必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（空地又は空家における犯罪防止の措置）

第十九条　空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、さくを設置し、又は出入口を施錠するなど、犯罪を防止するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第六章　犯罪の防止に配慮した住宅の普及等

（犯罪の防止に配慮した住宅の普及）

第二十条　県は、犯罪の防止に配慮した住宅の普及に努めるものとする。

（指針の策定）

第二十一条　県は、住宅の用途に供する建築物について、防犯上の指針を定めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した住宅の建築）

第二十二条　住宅を建築しようとする者、住宅の設計者及び住宅の工事施工者は、当該住宅について、前条の指針に基づく必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第七章　犯罪の防止に配慮した自動車等の普及等

（犯罪の防止に配慮した自動車等の普及）

第二十三条　自動車、原動機付自転車及び自転車（以下この条において「自動車等」という。）の製造又は販売を業とする者は、当該自動車等に防犯機器を装備するなど、犯罪の防止に配慮した自動車等の普及に努めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及等）

第二十四条　自動販売機の製造又は販売を業とする者は、当該自動販売機に警報装置、補助錠等を装備するなど、犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及に努めるものとする。

２　自動販売機を設置しようとする者は、前項に規定する犯罪の防止に配慮した自動販売機の設置に努めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した錠前の普及）

第二十五条　錠前業者（主として錠前の製造、販売、取付け若しくは解錠又は合いかぎの作成若しくは販売を業として行う者をいう。）は、ピッキング（かぎ以外の物をかぎ穴に差し込んで、当該錠前を損傷、破壊その他その本来の機能を損なうことなく解錠することをいう。）その他の方法により容易に解錠されない構造及び材質を有する錠前の普及に努めるものとする。

第八章　雑　　則

（指針の策定手続等）

第二十六条　県は、第十二条、第十七条又は第二十一条の規定により指針を定め、又は当該指針を変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるための適切な措置を講じるとともに、当該指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附　則

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

附　則（平成十七年七月六日広島県条例第三十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成十八年七月六日広島県条例第四十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

地域まるごと
子ども見守り宣言！

「地域まるごと　子ども見守り」緊急アピール

去る１１月２２日広島市安芸区において，小学校１年生の児童が下校中に殺害されるという痛ましい事件が起こりました。

夢や希望を抱いた幼い命が無残に奪われたことに対する悲しみとともに，二度とこうしたことが繰り返されることのないよう，子どもの安全な環境づくりに取り組む決意を新たにしています。

県では，これからも学校における防犯訓練などにより子どもの危険回避能力を育てるとともに，保護者・地域住民への子どもの安全に関する情報の迅速な提供や，登下校時におけるあいさつ運動やパトロール活動など地域全体で子どもを守る活動が広がるよう積極的に支援を行い，子どもの安全が確保できるよう取り組んでいきます。

県民の皆様も，家庭・地域・学校・警察・行政が一体となった子どもを犯罪被害から守る取組みに一層のご協力をお願いします。

地域の子どもは地域で守りましょう

・地域活動グループで防犯パトロールや日常のあいさつ・声かけ運動を行うほか，子どもを守るために登下校時に合わせて散歩や買い物をするなど，一人一人ができることから取り組んでいきましょう。

・「子ども１１０番の家」への参加や，「地域まるごと子ども見守り」のステッカーを自転車や自動車に貼ったり，地域で掲示することなどにより，目に見える形で子どもを守る姿勢を示しましょう。

子どもたちに犯罪から身を守る意識を育てましょう

・家庭においても，知らない人にはついていかない，連れていかれそうになったら大声を出すなど，日頃からの指導をお願いします。

・犯罪被害に遭いやすい地域の危険箇所を子どもと大人が点検する「地域安全マップ」を学校・家庭・地域で協力して作製することにより，子どもの危険回避能力を高めるとともに，地域の安全環境の改善につなげましょう。

平成１７年１２月２日

広島県知事　藤田雄山
広島県教育長　関　靖直
広島県警察本部長　片岡義篤

地域まるごと
子ども見守り宣言！

「地域まるごと　子ども見守り」推進アピール

～子どもたちを見守り育む地域をめざして～

今，夢や希望を抱いた命が無残に奪われる痛ましい事件が後をたちません。
深い悲しみとともに，二度とこうしたことが繰り返されることのないよう願わずにはいられません。

私たちのまちで，子どもたちの喜ぶ声が聞こえること，
私たちのまちで，子どもたちの元気に遊ぶ笑顔が見られることは，
私たちみんなの願いです。
子どもたちを犯罪から守り，健やかに育むことができる地域をつくることは，
私たち大人の役目です。

県では，子どもの危険回避能力を育てるとともに，登下校時におけるあいさつ運動，パトロール活動など，地域全体で子どもを守る活動が広がるよう取り組んできました。
こうした取組みを一層進めるため，「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例を改正しました。
県民，事業者，行政などが連携して，安全・安心なまちづくりを進め，子どもの安全な環境づくりを推進していきましょう。

＜条例改正で目指すもの＞

○安全・安心なまちづくりへの県民・事業者の参加を進めていきます。

子どもたちへの日常のあいさつ・声かけなど，一人ひとりがまず，できることに取り組むことで，安全・安心なまちづくりにつなげていきます。

○子どもたちへの安全教育を充実させていきます。

子どもたちは将来，地域を支える担い手です。
子どもたちが「犯罪にあわない，犯罪を起こさない」ように，家庭・地域・学校の中で健やかな子どもを育んでいきます。

○子どもたちが利用する通学路等の安全を確保していきます。

学校や通学路，公園，広場，事業所等子どもたちが利用する場所において，県民，事業者，行政などが子どもの安全を確保するため連携して取り組み，子どもたちを犯罪から守っていきます。

平成１８年７月５日

広島県知事　藤田雄山
広島県教育長　関　靖直
広島県警察本部長　片岡義篤

広島県防犯駐車場審査基準

（社）広島県防犯連合会

【地下・屋内駐車場の場合】

	項　　目	基　　準	備　考
地下・屋内駐車場の場合	1　構造	(1) 道路等周辺や監視員室からの見通しが確保された構造であること。	□　必須
		(2) 可能な限り，柱，壁などで死角にならないような構造のものとし，死角になる場所には，防犯カメラ，ミラーの設置等により，見通しが補完してあること。	□　必須
	2　管理者	(1) 管理者又は警備員が常駐若しくは，巡回していること。	□　推奨
	3　防犯カメラ	(1) 防犯カメラが設置され，駐車場内及び出入口・料金自動支払機付近が撮影されていること。	□　必須
		(2) 防犯カメラには，連動したモニター及び記録装置が装備され，有効に機能する照度が確保されていること。	□　必須
	4　出入口ゲート	(1) 出入口には，自動ゲート管理システム（ロボットゲート），門扉，チェーン等が設置されていること。	□　推奨
	5　照明設備	(1) 駐車の用に供する部分の床面において，２ルクス以上の水平面照度が確保されていること。	□　必須
		(2) 車路の路面において，10ルクス以上の水平面照度が確保されていること。	□　必須
		(3) 共用出入口・廊下・階段，エレベーターホールは，床面において20ルクス以上の水平面照度が確保されていること。	□　推奨
	6　整理整頓	(1) 場内が清掃してあり，不要物件等を放置していないこと。	□　推奨

【屋外駐車場の場合】

屋外駐車場の場合	1　構造	(1) 道路等周辺や建物出入口等からの見通しが確保されていること。又は，防犯カメラ，ミラーの設置等により，見通しが補完してあること。	□　必須
		(2) 駐車場の外周（境界部）に周囲と区別された見通しのよいフェンス，さく，垣等が設置されていること。	□　必須
	2　管理者	(1) 管理者又は警備員が常駐若しくは，巡回していること。	□　推奨
	3　防犯カメラ	(1) 防犯カメラが設置され，駐車場内及び出入口・料金自動支払機付近が撮影されていること。	□　必須
		(2) 防犯カメラには，連動したモニター及び記録装置が装備され，有効に機能する照度が確保されていること。	□　必須
	4　出入口ゲート	(1) 出入口には，自動ゲート管理システム（ロボットゲート），門扉，チェーン等が設置されていること。	□　推奨
	5　照明設備	(1) 夜間において，人の行動を視認できる程度の照度（４メートル先の人の挙動，姿勢等が識別できる３ルクス以上の水平面照度）が確保されていること。	□　必須
		(2) 共用の出入口・階段，床面において20ルクス以上の水平面照度が確保されていること。	□　推奨
	6　整理整頓	(1) 場内が清掃してあり，不要物件等を放置していないこと。	□　推奨

防犯マンション審査基準

（社）広島県防犯連合会

項　　目	基　　準	備　考
1　マンションの塀及び植栽	①　塀及び植栽を足場にして，上階の窓やベランダに登れないこと。 ②　周囲から見通しの良い構造となっていること。	□必須 □必須
2　駐車場・駐輪場	①　駐車場・駐輪場の屋根を足場にして，上階の窓やベランダに登れないこと。 ②　夜間、雨天時の照明が十分であること。 ③　出入り者を管理人室から容易に確認できること。 又は，防犯カメラが設置されていること。 ④　駐車場入口にシャッターが設置されていること。	□必須 □必須 □推奨 □推奨
3　マンションの入口　エントランスホール及びメールコーナー	①　オートロックになっていること。 ②　共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。）及びエレベーターホールを監視できるように防犯カメラが設置されていること。 ③　管理人室が共用玄関，共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。）及びエレベーターホールを監視できるように設置されていること。（新築に限る。） ④　夜間，雨天時の照明が十分であること。	□必須 □必須 □必須 □必須
4　各室の出入口（玄関）	①　破壊及びピッキングが困難な構造の錠が設置されたものであること。 ②　扉と扉枠の隙間から錠のデッドボルトが見えている場合は、ガードプレートが付けられていること。 ③　扉に防犯金具が付いていること。 ○　ドアガード ○　ドアスコープ（テレビドアホンを含む。） ④　扉及び扉枠は丈夫な構造であること。	□必須 □必須 □必須 □必須
5　窓（ベランダ・バルコニー・テラスの窓を含む）	①　キー付クレセント又は補助錠が付いていること。 （面格子付の窓を除く。） ②　サッシ及びサッシ枠は丈夫な構造であること。 ③　高窓や腰高窓など人の出入りを伴わない窓には，丈夫な構造の面格子が付いていること。 ④　破壊が困難なガラスを使用していること。	□必須 □必須 □必須 □推奨
6　ベランダ（バルコニー・テラスを含む）	①　外部から侵入しにくい構造になっていること。 ②　ベランダの柱，雨樋，給排水管，冷暖房配管を足場にして，上階の窓やベランダに登れないこと。	□必須 □必須
7　ホームセキュリティ設備	①　共用玄関及び管理人室との通話機能付きインターホンが設置されていること。 ②　非常押しボタンが付いていること。 ③　テレビ付きインターホンが設置されていること。	□必須 □必須 □推奨
8　エレベーター	①　エレベーターホール及びエレベーターの籠内は明るくなっていること。 ②　非常ボタンが２箇所以上設置されていること。 ③　非常用インターホンが設置されていること。 ④　防犯窓を設置する。（エントランス階はなし。甲防ドアが必要な場合は不可。） ⑤　籠内に防犯カメラが設置されていること。 ⑥　エレベーターホールに籠内の状況を写すモニターが設置されていること。	□必須 □必須 □必須 □必須 □必須 □推奨
9　その他	①　管理組合が結成されていること。 又は，結成予定であること。 （分譲に限る。） ②　管理組合を中心とした居住者による自主的防犯活動が推進されることが認められること。 （分譲に限る。） ③　本会が実施する防犯活動に協力が得られると認められること。	□必須 □必須 □必須
９項目	32基準（必須27，推奨５）	

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例に基づく

防犯指針

平成１８年１１月策定
編集・発行　広 島 県（警察本部生活安全部生活安全企画課）
〒730-8507　広島市中区基町９番42号
TEL 082-228-0110（代表）
http://www.police.pref.hiroshima.jp/